

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

総務常任委員会会議録			
日 時	令和3年12月14日(火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時57分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、酒井副委員長、松田・中村(岩雄)・高木・ 佐々木各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、 選挙管理委員会事務局長 ほか関係理事者 (会計管理者、監査委員事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高木委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「第7次小樽市総合計画の進捗状況及び行政評価の実施結果について」

○（総務）企画政策室内山主幹

第7次小樽市総合計画の進捗状況と今年度実施しました行政評価の実施結果について御報告いたします。

市政運営の全般についての指針となる最上位の計画として位置づけている総合計画の進捗状況を明らかにするため、設定した指標の推移の確認と、令和2年度決算を基にテーマごとに要した経費について取りまとめを行いました。また、指標推移の結果を基に施策の効果や事業の妥当性を行政評価によりチェックを行っております。その結果が今回お渡ししている資料となっております。

初めに、「1 第7次小樽市総合計画の進捗状況」の「（1）施策指標の推移について」でございますが、まちづくり6つのテーマの施策に設定した指標と令和3年5月に実施した市民アンケートの結果に基づく指標を対象といたしまして、全181指標中167指標について推移の確認を行いました。

指標の判定につきましては、指標ごとに基準年から目標年までに、基準値から目標値まで増加する指標か、減少する指標かを確認しまして、その指標に応じて平均的に増加や減少させた場合を標準値といたしまして、当該年度の実績値と標準値を比較して判定したものでございまして、指標推移が順調である場合を◎、指標推移が順調でない場合を△として整理しております。

「人口減少・少子高齢化への対応」を含めたテーマごとの結果につきましては、資料の中央の表に記載しているとおりとなっております。全体的には、おおむね半数の指標が順調に推移していることを確認しております。

各指標の確認結果も資料の3ページ以降に添付しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

次に、「（2）政策に要した経費の内訳」についてでございますが、こちらは令和2年度の決算を基に一般会計及び特別会計の歳出額と、企業会計の支出額の合計を各テーマに区分して示しております。

一般会計と特別会計につきましては、その施策に区分して集計しておりますけれども、企業会計につきましては、「テーマ2 市民福祉」には病院事業会計を、「テーマ4 生活基盤」には水道事業、下水道事業、簡易水道事業のそれぞれの会計を、「テーマ5 環境・景観」には、産業廃棄物等処分事業会計を含めております。

また、「上記以外のその他経費」といたしましては、主に市債償還金や人件費といった管理経費などを計上しております。

各政策分野に要した経費といたしましては1,280億円強となりますが、その経費の割合につきましては、次のページに帯グラフで示しておりますので、こちらも御参照ください。

次に、大項目の2番目といたしまして、行政評価（施策評価）の実施結果をまとめております。

行政評価は、総合計画の施策に設定した指標の推移を見ながら、関連する予算事業や取組の進捗状況を確認し、それぞれの施策全体で改善の必要性や推進するための方向性を示したものとなっております。

評価は、指標推移について32の施策ごとに設定している指標の総数のうち、順調に推移している指標の割合によってAからDで判定しております。

また、施策の改善内容の判定につきましては、各施策を推進する上で、取り組んでいる予算事業等の方向性について総合評価した結果で、1の主な予算事業等をそのまま継続して推進、2の改善しながら推進、3の全面的に見直しの3区分で判定しております。

なお、評価結果で3の判定になった施策はございませんでした。

行政評価の判定結果を整理している表の右側に記載しているとおり、半数の施策で予算事業等を改善しながら推進する必要があるとの評価結果になったところでございます。

この評価結果を踏まえまして、必要に応じ事業の見直しや新たな取組に着手することで、より効果的・効率的な施策展開を図ることとしております。

最後に、資料にはございませんが、これらの公表につきましては、12月15日から市のホームページで、また、広報おたる1月号にダイジェスト版を掲載することで準備を進めております。

#### ○委員長

「旧天神小学校及び旧祝津小学校の跡利用について」

#### ○（総務）企画政策室津川主幹

旧天神小学校の跡利用について御報告いたします。

前定例会の総務常任委員会におきまして、旧天神小学校の跡利用として、清掃事業所事務所及び車庫並びに事業内職業訓練センターの移転先とする案を報告いたしました。定例会終了後、10月4日に天神町会へ、10月25日に奥沢本町会へ、旧天神小学校の跡利用について御説明させていただきました。

説明会では清掃事業所の車両の出入りの頻度や安全確認に関する質疑等があり、反対の御意見はなく、旧天神小学校の跡利用について御理解をいただきました。その後、町内会を通じて地域の方々への周知のチラシをお配りしております。

今後は、清掃事業所事務所及び車庫と事業内職業訓練センターの移転に向けた具体的な取組を進めていきたいと考えております。

続きまして、旧祝津小学校の跡利用について御報告いたします。

旧祝津小学校につきましては、平成25年3月に閉校し、公共活用を検討しましたが、有効な活用案がありませんでした。平成29年度には民間活用に向けたサウンディング型市場調査を実施し、民間から活用案をいただきましたが、本市の負担額の問題や実現性の問題などから決定に至りませんでした。このため、本市では、旧祝津小学校の跡利用について、旧校舎及び学校敷地の売却を跡利用の方針としたいと考えております。

今後のスケジュールとしましては、今定例会終了後、地域住民の方々への説明会を開催し、そこでの御意見等を受けて跡利用方針を決定したいと考えております。

#### ○委員長

「令和3年度小樽市総合教育会議の開催について」

#### ○（総務）企画政策室津川主幹

令和3年度小樽市総合教育会議の開催につきまして御報告いたします。

小樽市総合教育会議は、平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、平成27年度より開催しております。今年度につきましては11月25日、教育委員会庁舎内で、2名の傍聴者の下、開催しております。

議題につきましては、「新しい時代の学びの実現について」、「不登校児童・生徒への対応」、「学校でのいじめ対策」、「子どもたちのスポーツ振興」、「ふるさと教育の状況」、以上五つを議題とし、市長、教育長のほか4名の教育委員会委員により議論したところです。議論内容等につきましては、小樽市のホームページに掲載を予定しております。

#### ○委員長

「北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫への対応状況について」

○（総務）企画政策室布主幹

北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫への対応状況につきまして御報告いたします。

本年第3回定例会総務常任委員会におきまして、市の考えとして、第3倉庫の解体を回避するため、土地・建物の譲渡を受け、当面市で保有する方向で検討していることを御報告いたしましたが、その後10月18日に、所有者である北海製罐株式会社へ土地・建物ごとの無償譲渡及び当面の保全への支援を依頼いたしました。それを受け10月28日に開催された同社役員会において、第3倉庫の土地・建物を小樽市に無償譲渡すること、また、当面の保全への支援として1,000万円を小樽市に寄附することについて決定された旨、同社より連絡を受けました。

今後につきましては、今月下旬に寄附贈呈式を行い、所有権移転を年内に終える予定であります。

○委員長

「FMおたる難聴解消事業の進捗について」

○（総務）災害対策室進藤主幹

私からは小樽市防災情報通信設備整備事業、いわゆるFMおたる難聴解消事業の進捗について御報告いたします。

この事業は、平成30年に発生した北海道胆振東部地震による大規模停電の際、市民への災害支援情報の発信手段としてFMおたるが有効に機能したことを踏まえ、市内の難聴地域を可能な限り解消し、情報伝達網の強化を目的としたもので、令和2年度事業といたしまして、桂岡町、張碓町、オタモイ地区に各1局、計3局の中継局を新規に設置するほか、デジタル同期放送に対応するため、既存の手宮送信所、入船放送スタジオにも一部改修を行うものです。

当初の工期は令和2年9月から令和3年3月までとし、令和3年4月から本運用を開始する予定でしたが、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響で海外メーカーの放送機材の納入が遅れ、年度内に完工ができず、工期の延長及び令和3年度への事業の繰り越しを行ったところです。

本年7月から工事を再開し、10月末に無線局の予備免許の交付、11月の試験放送と周辺への電波影響調査を経て、FMおたる放送局に免許が付与され、本年12月1日から本運用を開始いたしました。

総務省北海道総合通信局によりますと、桂岡町、銭函、張碓町、春香町、塩谷及びオタモイの各一部約5,800世帯の受信状況が改善され、放送が聴取可能になると発表されておきまして、現行よりも大規模災害時への備えを充実できるものと考えております。

○委員長

「「小樽市公共施設等総合管理計画」の見直しについて」

○（財政）中津川主幹

小樽市公共施設等総合管理計画の見直しについて御説明いたします。

平成28年12月に策定した本計画は、本市が保有する全ての公共施設等を対象に維持管理等に関する基本的な考え方などを示した計画であります。

この計画の見直しにつきましては、計画期間40年を4期に区分した各期単位10年サイクルで行うこととしておりますが、国は令和2年度に策定した公共施設長寿命化計画の内容を反映させ、今年度末までに総合管理計画の見直しを行うよう各自治体に要請しており、この要請を受けまして、現在見直し作業を行っているところでございます。

主な見直し箇所につきましては、計画策定から5年経過したことによる施設情報の更新、市営住宅、小・中学校などの個別施設計画や関連計画に関する変更内容の更新、公共施設の更新費用と更新費用縮減の試算等も改めて行うものでございます。

見直し後の総合管理計画につきましては、令和4年第1回定例会の総務常任委員会にて御報告をさせていただく予定であります。

○委員長

「小樽市指定文化財の指定及び重要文化財の指定に係る答申について」

○（教育）生涯学習課長

小樽市指定文化財の指定及び重要文化財の指定に係る答申について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

1点目は、小樽市指定文化財の指定についてです。

小樽市文化財保護条例に基づき7件の文化財を市指定文化財として指定しておりましたが、小樽市文化財審議会  
で答申を受けた3件の文化財について、9月30日に開催された教育委員会での議決を経て、新たに小樽市指定文化  
財として指定しました。

1点目は、江戸時代から明治期にかけて忍路を中心に商業活動を展開していた住吉屋西川家の記録類「西川家文  
書」です。

2点目は、明治から大正にかけて小樽の教育界で活躍した稲垣益穂が書き記した日記資料「稲垣益穂日誌」です。

3点目は、著名な造園家・長岡安平の設計により明治43年に描かれた花園公園、現在の小樽公園の基本設計とな  
った図面「花園公園設計図」です。

今回指定となった3点の文化財はいずれも小樽市総合博物館で保管しているものとなっており、詳細につきましては  
資料を御確認ください。

続いて資料の2枚目を御覧ください。

2点目は重要文化財の指定に係る答申についてです。

11月19日に開催された国の文化審議会の答申により、旧三井銀行小樽支店が国の重要文化財として指定を受ける  
こととなりました。今後、官報告示をもって正式に指定される予定です。

指定を受けるのは昭和2年に建てられた本館と附属家の2棟ですが、そのほかに2か所の塀と図面類も指定を受  
ける予定となっております。主な評価点などにつきましては資料を御確認ください。

なお、この建物は平成29年に小樽市指定文化財となっておりますが、重要文化財に指定された暁には、小樽市文  
化財保護条例に基づき市の文化財指定は解除されることとなっております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第18号について」

○酒井委員

議案第18号非核港湾条例案の提案説明をいたします。

本条例案の目的は、非核港湾行政を推進していくことです。政府が核兵器廃絶の先頭に立たないのであれば、地  
方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こすことが必要です。

以上、提案説明といたします。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員退室）

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、共産党、公明党、立憲・市民連合、中村岩雄委員の順といたします。

自民党。

○高木委員

◎地方公務員定年延長と職員配置適正化計画などについて

私からは、地方公務員定年延長と職員配置適正化計画などについて、市職員と消防と学校について少し質問させていただきます。

まずは、地方公務員法の一部を改正する法律の概要で、令和5年度から、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、地方公務員についても国家公務員と同様に講じられます

詳細まではこの場では言いませんが、法律の内容では、「役職定年制」または「定年前再任用短時間勤務制の導入」、「情報提供・意思確認制度の新設」、ほか「給与に関する措置」などの内容になっています。

そこで伺いますけれども、本市としては定年制度の概要と役職の考え方をどのように進めていくのかお示してください。

○（総務）職員課長

定年延長についてですが、地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として各地方公共団体において条例で定めるものとされております。しかし、まだ当市では具体的なことは決まっておられませんことから、ここでは国家公務員の制度として申し上げますと、一番大きな話としては、令和5年度から10年かけて定年が段階的に65歳まで引き上げられるというものでございます。

そのほか、60歳となった際に管理監督職勤務上限年齢制、これはいわゆる役職定年制になりますけれども、管理職よりも下の、市役所でいうと係長職とか、一般職などに降任するというようなことでございます。あとは、定年前再任用短時間勤務制度等を実施するというふうになっておりまして、当市においても基本的には国家公務員の制度に沿った導入を行っていく予定でございます。

○高木委員

続いて、財政部にお伺いしますが、定年延長と財政収支見通しについてですが、財政収支見通しを計算する上で定年延長の影響をどのように考えているかお聞かせください。

○（財政）尾作主幹

本年11月に時点修正を行いました令和7年度までの収支見通しの中では、定年が段階的に引上げとなる影響によりまして、5年度と7年度の定年対象者の退職手当をゼロと見込んでおります。当該年度につきましては、手当相当分の収支改善が見込まれるものと考えております。

また、令和7年度以降につきましても、段階的な引上げが完了するまでの9年度、11年度、13年度も同様の状況が見込まれまして、当該年度の収支に影響があるものと考えております。

○高木委員

それに伴って60歳に達した方の役職の見方、また、新規採用職員は休止するのかなど算定はされているのでしょうか、お聞かせください。

○（財政）尾作主幹

このたび時点修正を行いました時点では、本市においての60歳に達した職員の役職の見方や新規採用職員の休止などについては定まっていなかったことから、それらにつきましては算定には含まれておりません。

○高木委員

第2回定例会の総務常任委員会で、私が将来の市役所の在り方ということで、人口減少に伴った病院局を除いた過去の職員数と部局、また、課かい室数についてお伺いをしました。また改めて言いますと、平成元年では、人口約16万人のうち職員数が1,806人、15部局の97課かい室、平成17年では、人口が約14万人、職員数が1,440人で、12

部局の98課かい室、令和3年で、人口約11万人のうち職員数が1,211人で、12部局の94課かい室と答弁をいただきました。この30年ぐらいで600人ほど職員が減っているにもかかわらず仕事が増えていると。

第2回定例会の総務常任委員会で、組織の見直し、また、業務量をどのように整理していくのかを含めて組織体制の見直しを進めていくということを総務部長からも答弁をいただきました。

先日的一般質問で高橋龍議員の業務フローの質問がありました。その答弁で、行政事務について、どれだけの時間をかけて、どのような手順で行っているか、まずは現状を把握するために全庁的な業務量調査を実施しているところとありましたが、どのような方法で、どのくらい進んでいるのかをお聞かせください。

#### ○（財政）尾作主幹

業務量調査につきましては、本年10月22日に、自治体の業務改革に関して豊富な支援実績を持つコニカミノルタ株式会社と連携協定を締結し、11月から来年1月末までの3か月にわたりまして、病院局、水道局、新型コロナウイルスワクチン接種対策本部、消防本部を除く部署を対象として、各所属が分掌する業務の作業手順や内容、担当職員や作業時間などについて、事業者が配布する調査シートに記入し、集計する予定であります。

また、現在は、各部署において調査シートの作成作業を行っているところであります。

#### ○高木委員

11月から調査シートを作っていることで理解をしました。

定年制による職務の変動は今後少なからず出てくると思います。効率的で安定的な行政サービスを継続的に提供していかなければならないと考えると、業務量をまとめて想定ができるように職員の適正化計画が必要ではないかと思えます。

そこで伺いますけれども、将来の本庁舎が何人になるのかを想定するには、この計画がないとできないもの、または、できないのではないかと思うとともに、新規採用を抑えていくのかということも出てくるのではないかと思います。その部分についてはいかがでしょうか。

#### ○（総務）職員課長

まず、定年延長が制度として実施された場合ですけれども、あくまでもポストの数といったところなのですが、ここには大きな影響はないというふうに認識しております。

ただ、現在の再任用制度と比較して、定年延長制度においては待遇面がよくなる見込みであるということもあって、60歳を超えても職員として引き続き稼働する職員が多くなることは予想されることから、新規採用職員を抑えるということは考えていないのですけれども、結果として採用が少なくなる可能性はあるものと考えております。

#### ○高木委員

予想されていると。これから公共施設の再編、または人口減少等のことを考えると、職員の配置の見直しは必要と考えます。

また、今後の職員配置適正化計画については、本職員の部分についてはどのように考えているのかお聞かせください。

#### ○（総務）職員課長

公共施設再編や人口減少等による職員数への影響はあるものというふうに考えております。職員の適正な配置を考える必要についてということも十分に感じております。

ただ、公共施設の再編についても、人口減少についてもそうですけれども、影響によって必要な職員数の変化とか職員の必要数を把握するのは、なかなか難しいところがあって、そういった中で、現在業務量調査を行っており、この結果とデジタル化の進展と両方併せて、必要な職員数について今後精査していきたいというふうに考えております。

○高木委員

次に、消防について伺います。

消防職員の定年延長について伺いますけれども、先ほどの市職員に続き、消防職員の定年の概要または役職の考え方はどのように進めていくのかお示してください。

○（消防）総務課長

消防職員の定年延長についてでございますが、消防職員独自の定年の仕方、役職の考え方はなく、市職員と同様の扱いとなります。

○高木委員

市職員と同様ということで理解しました。

ここで、ここ近年の救助、また火災、救急の出動の件数をお聞かせください。

○（消防）総務課長

過去3か年度における火災、救急、救助の出動件数についてでございますけれども、まず平成30年度、火災出動件数241件、救急出動件数6,786件、救助出動件数151件、トータル7,178件となっております。

続きまして、令和元年度、火災出動件数188件、救急出動件数6,452件、救助出動件数112件、トータル6,752件となっております。

続きまして、令和2年度、火災出動件数182件、救急出動件数5,906件、救助出動件数113件、トータル6,201件となっております。

○高木委員

そこで、近年の3年間の出動については、人口に関係なく横ばいというか、そこまで数が変わらないということが分かりました。

市の職員とはまた違うのですけれども、消防職員について、業務量調査というのは多分難しいと思うのですが、先日、消防署のオタモイ支署及び蘭島支所に消防体制の一部変更がありました。その部分についての内容を少しお聞かせください。

○（消防）総務課長

体制を変更した理由といたしまして、職員をオタモイ支署に集約することにより、突発的に資格者等の欠員が生じた場合、所署間におきます職員の配置換えを行うことなく、オタモイ署内で資格者等を確保できることとなります。これによりまして、突発的な配置換えに伴う異動等の職員負担が軽減されるとともに、人員の効率的な運用が可能となります。

○高木委員

軽減されることは、地域にとっては不便にはならないということで理解してよろしいですか。

○（消防）総務課長

そのとおりでございます。

○高木委員

次に、第3次小樽市消防長期構想の中で何点かお聞かせください。

策定の背景及び目的の中で、消防行政の将来像とともに各事業を計画的に進める上での方向性を示すために、平成18年に第1期長期構想を策定しております。今年は令和3年ですけれども、平成18年から十数年間で大きく変わったところはどこかお聞かせいただけますか。

○（消防）総務課長

これまでの主な施策といたしまして、まず庁舎関係といたしましては、老朽化が著しかった朝里出張所の新築移転や、長橋出張所と塩谷出張所の統廃合、また、手宮出張所と高島支所の統廃合を行っております。



また、老朽化が著しい消防車両の更新を行うとともに、高齢化社会の進展に伴って市内5か所に配置している救急自動車全てを高規格救急自動車へ切替えを行っております。

○高木委員

次に、2ページ目になるのですが、「将来的な消防組織の在り方の検討」ということで、人口減少が進む中、将来的な組織体制の構築に向け本市消防が検討すべき課題を明らかにし、市民の安全・安心の確保を図りつつ、将来的に持続可能な消防の在り方について検討を進め、必要な時期に組織の見直しを実施いたしますと書いてありますが、今進めているものはありますか。

○（消防）総務課長

現在進めているものというのは特段ありませんけれども、今後、人口減少が進んでいった場合に検討すべき事項があるのではないかとこのように考えております。

○高木委員

次に9ページ目で、ここも「将来的な消防組織の在り方の検討」ということで、人口減少が著しく、これに対する対策が喫緊の課題となっている。ここには2019年から2035年の人口推計が書いてある表があるのですが、この部分で、高齢者の人口は数年は横ばいの状況が予想される、また、救急出動の件数は減少しない。でも、人口減少に伴って行政には当然スリム化が求められるところですがと書いているのですが、今の消防の中でスリム化というのはどのように考えているのでしょうか。

○（消防）総務課長

スリム化という部分につきましては、先般行いました手宮出張所と高島支所の統廃合によりまして、職員数の削減を行ったところではありますけれども、長橋出張所も塩谷出張所もそうですが、そういった統廃合を行いながら適正な職員数を配置してまいりたいというところでございます。

○高木委員

次に11ページに、「計画期間中に将来的な消防組織の在り方として検討すべき事項」として、一つここでも、人口減少が進む一方で、人口に見合った組織体制の見直しは避けて通れない重要課題と書いています。この部分で、人口に見合った組織体制の見直しは避けて通れないという部分は、今の消防にとってどのような課題を持っているのかお聞かせいただけますか。

○（消防）総務課長

消防職員数については、消防力の整備指針に基づきまして職員数を配置しているということになりますので、当然、人口が減少していきますと、職員数について見直しをしなければならない場面があるかというふうに考えております。

○高木委員

続いて、12ページに「更に長期的視野に立って検討すべき事項」とあります。10年後となる令和10年のことが書かれておりますけれども、人口は10万人を割り込んでいる可能性がある。また、消防としても、人口に見合った組織体制を構築していくことは、ここもまた避けて通ることができないと。もう一つは、消防本部と消防署の統合について書いています。

消防のスリム化だったり、人口減少に伴う職員数で、今の消防として、人口に伴って職員を配置するということがどのように考えているか、進めているのかはお答えできますでしょうか。

○（消防）総務課長

繰り返しになるのですが、我々の職員数の配置につきましては、消防力の整備指針に基づいた配置になります。当然、人口減少が進む中で、消防力の整備指針に基づきまして、職員数の配置については検討してまいらなければならないのかというふうに考えております。

○高木委員

私が何が言いたいかというと、消防については人命によるもので、いつどこで何が起きるかは想定できない部分があると思うのです。先ほど数字を示していただいたのですが、ある意味、人口減少と出動する件数は比例しない。市民の安心・安全なまちづくりとしては、業務として考えるのは難しいかも分かりませんが、将来の消防として、ここも市職員と一緒に、消防職員の職員配置適正化計画をどう進めていくかが必要だと思うのですが、その部分についてはいかがでしょうか。

○（消防）総務課長

消防職員の配置適正化計画についての御質問でございますけれども、消防職員数につきましては、繰り返しになりますが、消防力の整備指針によりまして、消防自動車や各防火対象物の数等によりまして算定されることとなりますが、そのうち消防自動車の数は管内人口に基づき算定されますことから、基本的には、管内人口が減少すると消防職員数も減少するということとなります。

しかしながら、消防力の整備指針においては、消防署、消防自動車、消防職員等の数の決定に当たっては、消防力の整備指針の考え方を基本としつつも、各市町村の地域の実情を考慮することが認められておりますので、将来的な消防職員数を含む消防組織の在り方を検討する場合には、人口のみを判断基準とすることなく、市民の安心・安全を守るという観点を念頭に置いて、適正に判断してまいりたいというふうに考えております。

○高木委員

小樽市は蘭島から銭函まで本当に広い地域特性を持っていると思っています。また、小樽市町内の人口も減っているのは確かであって、ある意味、人口減少と人命というものは、いつどこで何が起きるか分からないので、その広さで、何分をかけて何分で救助できるかというのも多分考えていると思うのです。その部分に関しては、資格者もそうですし、職員の育成でもそうですし、10年後といえれば先が見えないので、二、三年後でもいいのです、5年後でもいいので、ぜひその部分の組織改正を視野に入れて計画をしていただきたいと思います。

次に学校職員に行きます。

学校職員について、教員の定年延長について伺います。

先ほどの市職員、消防職員に続き、教員の定年制度の概要などどのように進めていくのかお示してください。

○（教育）教育総務課長

学校教職員の定年延長等につきましては、9月に地方公務員法が一部改正になったということで道教委から通知はございましたか、その後、具体的なスケジュール等はまだ示されておませんが、国家公務員法の趣旨に沿ったものになるかと考えておまして、今後、道教委の動向を注視していきたいと考えております。

○高木委員

道教委も同じ市職員として令和5年度から始まるのですか。

○（教育）教育総務課長

そのように伺っております。

○高木委員

教職員に関しても30年で約300名減っています。今年度は全中学校区で小中一貫教育を推進していること、また、将来に向けて様々なことをお考えしていることは承知しております。児童・生徒数の将来推計や学校基盤についての考え方の整理を始めていることと思いますけれども、教員の職務について、少し難しいかも分からないのですが、どれだけの時間をかけて、どのような手順で行っているのか。まずは現状を把握するために業務量調査がどのような方法でどれくらい進んでいるのかお答えできればお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

学校教職員につきましては、任命権者が北海道教育委員会でございまして、先ほどの業務量調査の部分では答弁

がございましたけれども、本市の教職員は調査の対象にはなってございませんが、市教委におきましては、働き方改革の部分もございまして、各学校の教職員の時間外勤務の状況を調査して把握しているところでございます。その部分とともに、市教委が策定いたしました働き方改革の行動計画に基づいていろいろな取組を行った上で、業務量の削減に努めているという状況でございます。

**○高木委員**

これも道教委ということですね。

これから学校配置の適正化、公共施設の再編、人口減少等、子供の減少も考えると、職員配置の見直しは必要と考えますが、今後の職員配置適正化計画について教育委員会ではどのように考えているのかお聞かせください。

**○（教育）教育総務課長**

教職員の適正配置の計画ということでございますけれども、先ほども答弁申し上げましたが、教職員の任命権者が道教委ということもございまして、各学校に教職員は、道教委の配置基準によってクラス数などに応じて配置されているという状況もでございます。市教委による職員の適正化計画を策定するという事は難しいというふうに考えております。

**○高木委員**

それでは、市教委では、情報として、学校配置適正化計画で、学校数、または学校の統合だったり、児童・生徒数、教員数を把握していることと、全体としては道教委の基準でほぼ決定されていることで理解していいですか。

**○（教育）教育総務課長**

委員おっしゃるとおり、学校の規模に応じて、具体的に申しますと、学級数によりまして教職員の配置が道教委の基準によって決められているというところでございます。

**○高木委員**

全体を通して、例えば岡山県備前市は、平成18年度からずっと定員適正化の計画をしているのですが、令和2年度から5年単位、令和6年度までの計画をしています。その中では、事細かく、例えば議会事務局だったり、総務、税務、労働、農水、病院、水道、下水道、または小樽でいうと港湾もありますし、そのまちの特色でいろいろあるのですが、人口減少したからといって業務が減るわけでもないだろうし、もしかしたら増える可能性もある。人口減少したからといって職員数がまともに減ることもないだろうし、もしかしたら増やさなければならぬかもしれない。

そういう部分の業務量を各部署の中で、防災もありますし、建設もありますし、各課で、どれだけの人が、どれだけ業務量を、どれだけこなしているのかというものはやはり必要ですし、それにAIも対応することも必要ですし、そういうことを計画していくためには、配置計画は、やはり必要だと私は思っています。

また、本市としては、新幹線もそうですし、港湾もそうですし、駅前の開発もそうですし、市役所の建て替え、いろいろなものが混在している中で、職員の皆様は大変だと思いますけれども、将来を見据えるような計画を立てていくことによって、規模だったり財政だったりというのが見えてくるのではないのかと思っています。

私も小さい会社をやっていますけれども、民間の会社と市役所は違って、1人社員を増やすことによって、例えば400万円の年収の人だったら、その3倍、1,200万円ぐらいの業務をこなしていかないと行かない。でも、その分、会社は仕事があるのかといえばそうでもないだろうし、それは企業努力だったりいろいろな情報収集をして、規模を大きくしたり、小さくしたり、一年一年が勝負なので、ぜひそういう部分の市役所における問題を、長年計画できるわけですから、20年というのは少し長いので、5年スパンでも、3年スパンでもいいので、ぜひそういう配置計画とか業務計画を少しずつでも進めていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょう。総務部長になるのですか、一言いただけますでしょうか。

○総務部長

今、高木委員から御指摘いただいた件、まさにそのとおりだというふうに思っています。前に議会の中で私がお話しさせていただいたことがあるかもしれませんが、この4、5年の間に人口が10万人を切るというような状況が目に見えているということもありますし、議会に公共施設の再編の本庁舎の関係の計画も出させていただいている中では、どういう組織にしていくのかというところは、一定程度計画を持ってやっていかなければならないというのは、当然考えとしては持っています。

ただ、先ほど職員課長からも御答弁さしあげましたけれども、デジタル化の推進がどうなるのかというところも含めまして、業務量調査による業務量の縮減も見据えた上で職員の適正配置は考えていかなければならないと思っています。DXの推進計画が令和7年度というところが一つのめどになっていますので、その時点をめどに、計画は、必要な職員数を精査した上で策定していかなければならないのだろうなというふうに思っているところでございます。

○高木委員

少しでも現実に近い計画を進めることが大切だと思うので、ぜひ進めていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

---

○酒井委員

◎消防体制の一部変更について

それでは、消防体制の一部変更について質問をいたします。

11月19日、各会派に、消防署オタモイ支署及び蘭島支所の消防体制を一部変更する旨説明がありました。

まず、どのように変更するのか説明してください。

○(消防)山田主幹

変更の内容ですが、現在、蘭島支所の職員は直接蘭島支所に出勤し、24時間勤務をしています。令和2年4月1日からは、蘭島支所の職員をオタモイ支署に集約し、引継ぎ交代後、オタモイ支署から消防車1台3名で蘭島支所に移動し、24時間勤務をすることとなります。

○酒井委員

蘭島支所に配置されている職員10人をオタモイ支署に配置換えを行い、オタモイ支署の配置職員を34人として、4人削減するとのことでありますが、そもそもなぜ配置換えを行うのですか。

○(消防)山田主幹

配置換えをする理由でございますが、職員をオタモイ支署に集約することにより、突発的な資格者等の欠員が生じた場合、署所間における職員の配置換えをすることなく、オタモイ支署内で資格者等を確保できることとなります。これにより、突発的な配置換えに伴う異動など職員負担が軽減されるとともに、人員の効率的な運用が可能となります。

○酒井委員

負担軽減ということで示されております。

ところで、34人として4人削減するということでもあります。削減した4人は別の部署で活動するのですか、それ

とも補充されないのでしょうか。

○（消防）山田主幹

削減する4名は補充いたしません。

○酒井委員

補充しないとなると、消防力の低下につながらないかという懸念がありますが、消防力の低下にはつながらないのでしょうか。

○（消防）山田主幹

火災等の災害及び救急体制は現在の体制を維持しますので、消防力の低下にはならないものであります。

○酒井委員

それでは、オタモイ支署、蘭島支所の話でありますけれども、消防車両の変更はあるのでしょうか。

○（消防）山田主幹

オタモイ支署及び蘭島支所の消防車両の配置台数には変更はございません。

○酒井委員

それでは、具体的に蘭島支所での活動内容はどのようなものか説明してください。

○（消防）山田主幹

活動内容ですが、職員の交代で毎朝オタモイ支署と蘭島支所を往復しますが、現在と同様、蘭島支所で24時間勤務しますので、活動内容には変更はございません。

○酒井委員

先ほど、毎朝往復ということが出されておりましたが、それでは、短時間ではあるけれども不在の時間があるということですか。

○（消防）山田主幹

不在の時間ですが、職員の交代をするため、オタモイ支署と蘭島支所の往復で毎朝30分前後、管轄を離れることとなります。

○酒井委員

その際の対応はどのようになるのでしょうか。

○（消防）山田主幹

職員の交代のため、車両で移動中も常に出動態勢を取っておりますので、火災等の災害発生時においても問題はありません。

○酒井委員

消防車1台3人ということであります。以前に、消防力の整備指針の基準数値に沿った署所の配置、それから、消防車両等の基準台数は満たされているのか伺いました。現在ではいかがでしょうか。

○（消防）山田主幹

署所の配置数、消防車両等の基準台数は満たされております。また、消防車1台に乗車している職員数は3名から5名となっております。

○酒井委員

消防吏員数の基準構成は、消防車両に応じた隊員、通信指令員、予防要員、庶務の処理に必要な人員の合算値となっております。各車両を有効に活用するため、車両ごとに必要人員、最低搭乗員数が基準化されております。消防ポンプ自動車为例に示しますと、隊長、機関員、第1筒先担当員、第2筒先担当員、伝令及び補助員、これで5人編成となるものです。ただし、一定の省力化ができれば4人の対応も可能だとされております。

整備指針に沿った人員では、オタモイ支署と蘭島支所の件では何人必要となるのでしょうか。

○（消防）山田主幹

整備指針に沿った人員は、基本的にオタモイ支署5名、蘭島支所3名で、合わせて8名です。

○酒井委員

小樽市消防本部全体で必要とされる消防職員数と現状ではいかがでしょうか。

○（消防）山田主幹

平成31年度の国の調査時の消防職員の基準数は281名で、当時の職員数は258名でした。

なお、令和3年12月1日現在の職員数は248名です。

○酒井委員

今回の体制の一部変更は、負担軽減という点でもやむを得ないことだと思います。ただし、限られた人員でいかに運用していくかは大変御苦労だと思っております。先ほどの御説明の中でも、基準数では281人に対して258人だったのが、現在では248人とまた減っているわけです。基準数にも満たない状況だというのが実態であります。

市町村は、火災の予防等に必要な最小限の施設及び人員を確保することになっております。このことは消防組織法に示されているわけであり、その確保については消防力の整備指針に基づいて行われます。政府はこれまで地方行政改革路線推進の下に、自治体に、サービス部門を含めた職員定数削減、自治体リストラ、自治体に定員適正化計画をつくるように迫りました。このため、多くの市町村が消防力基準を充足していないことを知りながら、消防職員定数を抑えることを余儀なくされているのが実情であります。

国は、消防力の抜本的強化と災害に強い都市づくりを責任を持って進めるべきだ、このように私は主張しまして、次の質問に移ります。

◎自治体のデジタル化と個人情報保護について

自治体のデジタル化と個人情報保護についてであります。

5月に成立しましたデジタル改革関連法では、首相の下に強い権限と予算を持ったデジタル庁を新設、国や地方自治体のシステムや規定を標準化、共通化して、個人情報を含むデータの利用を強力に進めるものであります。当時の平井デジタル大臣は、国や自治体等が保有する有用な情報をオープンデータとして整備、公表したり、デジタル社会における基幹的なデータベースとして多様な主体が参照できるよう整備していきますと述べて、法案の狙いが、特定の企業のもうけのために地方自治体を持つ大切な個人情報を利用することにあることをあけすけに語っております。

今回は、地方自治体にとってのデジタル化の諸問題、諸課題について伺います。個人情報保護がどうなるかということでもあります。

2016年、個人情報保護法が改悪されました。行政機関や独立行政法人などが保有する個人情報を匿名加工した上で、民間事業者から利活用する提案を募り、審査を経て提供する仕組みがつけられました。このような理解でよろしいでしょうか。

○（総務）浅井主幹

平成28年5月27日に公布され、平成29年5月30日に施行されました、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律、いわゆる行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正により、国及び独立行政法人等において、今お話のございました非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案制度が創設されております。

○酒井委員

さらに、今回のデジタル改革関連法では、データ流通に邪魔な規制を取り除き、利活用しやすくする仕組みを盛り込みました。幾ら匿名の加工がしてあるといっても、他の情報と組み合わせれば判別される可能性があります。

プライバシーに関わる情報を本人の知らぬ前に行政から民間へデータ提供するのが、この間の個人情報保護法改悪の正体であります。成立したデジタル改革関係法によって、個人情報の利活用の仕組みを都道府県、政令指定都市に義務づけ、さらに市町村にも広げようとしております。小樽市として、このような個人情報の利活用の仕組みについてどのような情報を得ているのでしょうか。

○（総務）浅井主幹

先ほどお話しいたしました平成29年5月30日施行の法律改正を踏まえて、総務省から、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、そして、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められるとして、個人情報保護条例の見直しに取り組むことが必要との通知が来ておりましたけれども、本市におきましては、当時の道内主要都市の対応などを参考にして、見直しには至っておりませんでした。

そうした中、令和3年5月19日に公布され、令和5年春に施行が見込まれておりますデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法の一部改正により、個人情報保護とデータ流通の両立に必要な全国的な共通ルールが法律で定められることになったところでもあります。

その中で、行政機関等匿名加工情報に係る提案の募集については、都道府県及び政令指定都市のみに義務づけされることとなりますが、一般の市町村については、経過措置として任意で行うことができるという形になっております。

○酒井委員

もともと個人情報保護条例は、住民の要望を受けて自治体が制定をいたしました。しかし、データの利活用という話がありましたけれども、利活用の邪魔になるのが自治体独自の個人情報保護条例であります。一部の自治体では既に個人情報保護条例を変えて、ここは平井大臣は一旦リセットしてという言い方をしていますけれども、この加工情報の利活用を始めております。和歌山県や鳥取県、千葉県市川市、栃木県矢板市などであります。

加工情報の利活用を行おうと思えば、小樽市の個人情報保護条例も、全国共通のルールに基づいて条例を改正すればできると思いますが、その考えはありますか。

○（総務）浅井主幹

本市といたしましては、令和5年春に施行が見込まれます改正後の個人情報保護法に先立って条例を改正し、加工情報の利活用を行うことは考えてございません。

○酒井委員

考えていないということで、若干ほっとはしています。改正後の個人情報保護法、非常に危険だと思います。

では、本市の個人情報保護条例では現在どのような規定になっているのか。また、改正後の個人情報保護条例はどのように変わるのか、何点か伺いたいというふうに思います。

まず伺いたいのは、本人同意、それからオンライン結合制限ではどうでしょうか。

○（総務）浅井主幹

本市の現行の個人情報保護条例においては、個人情報を取得するときは、法令等に定めがあるときや本人の同意があるときなどを除き、本人から取得しなければならないと規定しております。

また、オンライン結合につきましては、電子計算機により個人情報を処理するに当たっては、法令等に定めがある場合などを除き実施機関以外のもの、つまり小樽市以外のものとの間において通信回線による電子計算機の結合を行ってはならないと規定しております。

一方、改正後の個人情報保護法、以下、改正法と略しますが、本人からの直接取得についての規定はありませんが、個人情報の保有は法令等の定める所掌事務または業務の遂行に必要な場合であって、利用目的の達成に必要な範囲に限定することとされているとともに、不正手段による取得も禁止されています。加えて、保有個人情報

報が漏えい、滅失、毀損の危険にさらされることのないよう安全管理措置を講じなければならないこととされています。

さらに、地方公共団体も、個人情報ファイル簿を作成及び公表することとされており、個人情報ファイル簿に基づく開示等の本人関与が可能となっており、保有する個人情報の範囲及び安全管理措置、本人の関与機会の確保を通じて個人情報の保護が既に図られているとされております。

また、改正法ではオンライン結合制限の規定はありませんが、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン、オフラインを問わず必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けていないと示されております。

#### ○酒井委員

後のほうで述べますけれども、本人同意が原則であったのに、そういったものが除かれて、安全にやるから大丈夫ですと言って、私は全く信用できない思いでいっぱいあります。こうしたものが本当にどんどん後退させているのだと実感を受けました。

次にお伺いするのが要配慮個人情報、こちらではいかがでしょうか。

#### ○（総務）浅井主幹

本市の現行の個人情報保護条例においては、法令等に定めがある場合などを除き、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報、いわゆる要配慮個人情報を収集してはならないと規定しております。

改正法では、個人情報取扱い事業者に対しては、あらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報を取得してはならないと規定されていますが、国や地方公共団体に対しては要配慮個人情報の取得について特別の規定を設けておりません。しかしながら、個人情報全般について、その保有は法令等の定める所掌事務または業務の遂行に必要な場合に限定することとされており、要配慮個人情報の取得が可能となる範囲は、現行条例の要配慮個人情報の取得制限規定による場合と実質的に同様となっているということが示されております。

なお、改正法では、地方公共団体の機関または地方独立行政法人が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして、地方公共団体が条例で要配慮個人情報を定めることができることになっております。

#### ○酒井委員

それでは、法令により開示できない情報、開示請求者の生命、健康、生活、財産を害するおそれのある情報、特定の個人を識別することができる情報、開示により法人などに不利益を与えると認められる情報、人の生命、財産の保護、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報、意見交換や意思決定の忠実性が損なわれ、市民に混乱を与えるおそれのある情報、それぞれ情報開示は自由にできるでしょうか。

#### ○（総務）浅井主幹

まず、今言われたのは個人情報になりますので、基本的には本人しか開示できませんし、保有個人情報の開示請求については、基本的な枠組みは現行条例でも改正法でも変わらないと認識しております。しかしながら、本市の現行条例では、お亡くなりになった方、つまり死者の個人情報についても開示対象にしておりますが、改正法では対象にしておりませんので、その扱いをどのようにするかという課題が生じております。

#### ○酒井委員

それでは、訂正を求める権利、目的外利用の中止を請求する権利も同様にお聞きします。いかがでしょうか。

#### ○（総務）浅井主幹

保有個人情報の訂正及び利用停止につきましては、先ほど申しあげました開示請求と同様でございます。



○酒井委員

現在の本市の個人情報保護条例では、しっかり情報を守る、こういったつくりになっていると思っております。幾つかの自治体の個人情報保護条例を調べてみましたが、他の自治体にはない項目もあります。これが全国一律の仕組みで守られなくなる危険があります。システムを統一するためには、運用や規定がそれぞれ異なる個人情報保護条例を標準化する必要があります。これまでの自治体の努力が帳消しにされる危険性は本当はないと言い切れるでしょうか。

○（総務）浅井主幹

このたびの法改正の趣旨としましては、個人情報保護とデータ流通の両立に必要な全国的な共通ルールの設定ですけれども、改正法の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定する予定でありますので、これに従うことにより、データ流通のみならず、個人情報保護についても適正な運用が図られていくものと考えております。

○酒井委員

私は、こういったものというのは、しっかりとした裏づけがあって行われるべきものだと思います。自公政権が進めるデジタル化、これは個人情報を財界と特定企業のもうけのために活用させ、マイナンバーで国民を監視する社会をつくることであります。本来あるべき真のデジタル化では、個人情報を保護強化する法律や条例、行政と企業を公正に監視する第三者機関の設置、事業者の情報漏えい事実の消費者通知、十分な被害救済、罰則の抜本的強化、情報の自己決定権を保障することです。

政府のデジタル化から市民を守ることを求めて、次の質問に移ります。

◎小中連携の現状について

共産党議員団に、ある市民から問合せがありました。小樽市教育委員会は小中連携を進めていると言っているけれども、教員の過重負担、さらに多忙さが問題となっている中いかかなものか。GIGAスクールも問題ではといった趣旨の問合せでありました。

私からは、まず小中連携の現状についてお伺いをいたします。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

小中連携の現状につきましては、小樽市小中一貫教育基本方針に基づき、「学力・体力の向上」、「豊かな心の育成」、「地域に貢献する力の育成」を目指し、小・中学校共通の目標設定や中学校教員による小学校への乗り入れ授業、児童・生徒が交流する機会の設定、小・中学校の教職員が合同の研修会を行い情報交流するなど、全中学校区において、それぞれの実情に応じた特色ある取組を推進しております。

○酒井委員

それでは、次に、小中連携に関わる教員の負担及び加配措置ではどのようになっているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

小中連携に関わる教員の負担につきましては、小・中学校間での打合せや会議の時間の確保などの工夫が必要であることなどです。小中一貫教育に関わる加配の措置はありませんが、国や道の加配である学園制加配活用事業や学校力総合実践事業などを活用し、中学校教員が小学校へ専科指導を行うなど取組を行っている学校もございます。

○酒井委員

それでは、小中連携に関わる中学校教員の担当する授業時数の変化ではいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

多くの中学校では、小学校へ乗り入れ授業を行っている教員の負担にならないように、時期や乗り入れる回数を工夫しており、担当時数が大きく増えることはございません。

○酒井委員

次に、GIGAスクール構想に関わる各家庭でのWi-Fi接続の状況はどのようになっているのかお伺いいたしま

す。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

Wi-Fiへの接続環境のない家庭は、10月4日現在、児童・生徒数6,169名に対して76名、1.2%となっております。教育委員会では、児童・生徒の保護者に対してモバイルルーターの貸与もしております。

○酒井委員

それでは、GIGAスクール構想を推進する各学校の担当教員の人数、教員の負担、研修の時間についてはどうでしょうか。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

GIGAスクール構想を推進する各学校の担当教員といたしましては、各学校1名ICT担当者を定め、校内のICT機器の活用を推進しております。

教員の負担につきましては、校長会及び教頭会の代表、各小・中学校ICT担当者、教育委員会担当で構成する小樽市教育情報化推進会議で、各学校における成果や課題を共有したり、ICT支援員やGIGAスクールサポーターが学校訪問したりするなど、指導する教員の不安や負担の解消に努めております。

教員の研修としましては、ICT支援員が年2回、GIGAスクールサポーターが年2回学校を訪問して研修を行ったり、市教委主催の研修を長期休業中にオンデマンドで行ったりするなど、教員が勤務地を離れることなく研修する機会を設定することで教員の負担の軽減を図っております。

○酒井委員

小中連携の現状や、またGIGAスクール構想に関わる状況が示されたというふうに思います。課題に対して適切に執行していただきたいと思います。

◎総合教育会議について

それでは、最後に、総合教育会議についてお伺いをいたします。

毎年、できる限り傍聴するようにはしておりますけれども、市長部局の問題意識ですとか、また教育委員会の要望などがそれぞれ示されて、大変重要な会議だと思っております。一方で、毎年のように出てくる要望もあり、改善も必要ではないかと思っております。

ところで、傍聴してみても感じるのが、市長からの問題意識なのか、教育委員会からの要望なのか、分かりづらいたと感じたことであります。例えば机やトイレ改修については、教育委員会から出たものだと分かりますけれども、いじめ問題となりますと、一体どちらからなのだろうと思っております。協議調整事項で、これは市長から、これは教育委員会からと分かるようにしたほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室津川主幹

会議の開催に当たっては、円滑な会議の進行を行うため、事前に教育委員会と市長部局の間で事務レベルの打合せを行って行っておりましたが、今後につきましては、傍聴の方にもより分かりやすい会議の進め方について考えたいと思っております。

○酒井委員

ぜひよろしくお願ひします。毎年聞いている範囲でいきますと、だんだんよくなってきているのです。どこに課題があるのかがだんだん見えるようになってきたと思っております。ぜひこうした改善については進めていただければと思っております。

次に、今回の総合教育会議の中で上がった課題についてお伺いをしたいと思います。

学校の机の問題であります。1人1台タブレット、GIGAスクール構想に伴って机のサイズが問題となっております。教育委員からは、新JIS規格に対応した教室機の導入について要望されておりました。新JIS規格で机の面の縦横はどのように変わるのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

旧規格ですと60センチメートル掛ける40センチメートル、新J I S規格になりますと65センチメートル掛ける45センチメートルになります。

○酒井委員

わずか5センチメートルずつでも大きくなるということは非常に大事だと思います。本来であれば、教室の広さもそれに合わせて大きくならなければいけないと思うのですが、ひとまずは机の面の縦横を大きくして、新J I S規格の机を順次導入していくのが私も当然のことだと思っております。

ただ、たくさんある机を一遍に新J I S規格に換えるのはなかなか難しいことなのだろうなと思っております。教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

○（教育）施設管理課長

机、椅子の改修につきましては、市の財政状況からも単年度で実施することは難しいと考えてございます。事業費の平準化を検討しながら、複数年での整備について財政課と協議していきたいと考えてございます。

○酒井委員

複数年ということは、私のイメージからすると、何となく見通しは立たないというのは、机の入れ換えのは、こうしたものがある前から順次入れ換えるということだったのですけれども、今回は桁違いに数が多いと思うのです。アバウトで結構です、大体5年ぐらいをめどにやりたいですとか、10年ぐらいをめどにやりたいですとか、複数年だから2年でやりたいとか、もちろんそれは財政サイドとの打合せがなかったら示されないものですが、大体はこういうふうにしたいのだというぐらいの思いは、お答えするのは難しいでしょうか。

○（教育）施設管理課長

現段階で教育部からの提案事項になってございまして、大変申し訳ございませんが、今、現段階で何年ということでの答えはなかなか難しいということで御理解いただければと思っております。

○酒井委員

なかなか難しいということですが、こうした狭い机の上で授業を受けなければならない子供たちのことを考えると、一刻も早く新J I S規格を順次導入させてあげたいと思います。

次に、校務支援システムについて伺いをいたします。

教員の負担軽減ということで、今回試験的に導入されたと聞いております。今回6校に導入いたしまして、1月からでありますけれども、概要を説明していただけますでしょうか。

○（教育）教育総務課長

校務支援システム導入の概要でございますけれども、まず先行導入を行って、導入効果を図るために、まずは小学校で3校、中学校で3校を導入校として決定いたしまして、年が明けて1月からそれぞれの学校に導入し、実際の使用に移っていくという状況でございます。

○酒井委員

一気に導入するのではなくて、小学校3校、中学校3校の6校にとどまったのは、イニシャルコストもさることながら、ランニングコストが問題になったと聞いておりますけれども、そういった理解でよろしいでしょうか。

○（教育）教育総務課長

今、委員からお話があったとおり、年間のランニングコストは全校導入すると大体1,000万円を超える規模になるということもございまして、やはり導入効果を実際数字で見える化というのでしょうか、検証していくことがまずは大切だというふうにご考えておりますので、それぞれ小学校、中学校で、特に小中連携という部分の取組も進んでいることから、その連携、接続も円滑にするという意味で、そのように対象校を選びつつ、業務の効率化の検証が必要だと考えております。

### ○酒井委員

非常に高い金額であります。以前、聞いたときも1,000万円程度と言われたこともありますし、総合教育会議の中では1,500万円ぐらいかかるのではないかみたいな話も出されておりました。

ただ、今後、全校導入するに当たっても、そうしたコストに見合っているのが問題であると思います。そのためにはしっかりと検証していく必要があるのではないかと私は思っております。

そこでお伺いしたいのが、本来検証するというのであれば、導入する学校を6校ではなくて、さらに減らしても、4月から始めて3月までといった年度ごとに実施することが検証するに当たっては大事ではないかと思いますけれども、そうならなかった理由をお示しいただけますでしょうか。

### ○（教育）教育総務課長

まず導入の時期が年度途中になった部分につきましては、学校側から児童・生徒がいる学期中に業務が著しく変わるという部分では混乱を生じるということで、まずは1月の冬季休業中の導入時期が今年は好ましいというお話もいただいたところでございます。

その影響もございまして、年度当初から、一番学校が忙しいのは進級、3月から4月にかけての年度替わりが一番繁忙期と聞いていることから、今回は1月からの導入という形を取ったものでございます。

それから、校数を1校にしなかった部分ですけれども、今回の小学校、中学校それぞれ3校ずつというのは、校区が中学校区に関連している小学校で、先ほどの答弁の中でも、小中連携の位置づけで、その連携がスムーズにいくようにですとか、あとは小学校で作成した子供たちの情報である指導要録をスムーズに中学校に引き継ぐためには、この校務支援システムに入力して作成したものを電子的に引継ぎがスムーズにできるという部分を考慮した上での校数というふうに考えました。

### ○酒井委員

それにしても、年度を通じてではないとなかなか全部見えてこない、限られた期間だけで一体どれだけ効果があったのかも、年間を通してやっていくべきなのではないか。例えば、冬季休業で行うという場合でありましたら、1月から12月ということもあるでしょうし、夏季休業というところを区切ってやることもあるでしょうし。そういった可能性はなくても、十分この効果については検証できるというお考えだからこその行っただけでしょうけれども、そういった年間を通じてではないと比較検討ができないと思うのですが、改めてその考え方についてはいかがでしょうか。

### ○（教育）教育総務課長

私の先ほどの答弁が不十分で申し訳なかったのですが、1月から3月までの3か月間で検証するというのではなくて、1月から3月まではまず慣れてもらうというか、導入して、いきなりそこから全てをスタートするのはなかなか操作する側としても大変だということもありますので、そこは準備期間、慣れの時間という考えでおります。

4月から、児童・生徒が進級したスタートの時点からが本格的な検証期間というふうに考えておりますので、その部分については、酒井委員のおっしゃるとおり年間を通じてという、令和4年度からが本格的な検証期間になるというふうに考えております。

### ○酒井委員

年間を通して検証はできるということですね。よかったですと思います。

それでは、トイレ改修についてお伺いをいたします。

トイレ改修については、私が記憶している限りでも3年間連続で出されている話なのです。その中で少しでも急いでほしいという話がありますけれども、それは大規模改修などに合わせてという形で、なかなか難しかったというのが実態だったと思います。

この総合教育会議の中でも、もっと早く実施してほしいという趣旨の発言がございました。私にも、学校のトイレ

レの改修を急いでほしいと要望が寄せられています。その中でも一番多いのが桂岡小学校であります。結果として最後に残ってしまっているわけであります。

トイレ改修に当たって教育委員会のお考えを伺います。

**○（教育）施設管理課長**

今、酒井委員のお話がありましたとおり、教育委員会としまして、耐震化の次にトイレ改修については重要案件というふうに考えてございますので、昨年、策定させていただきました長寿命化計画でも最後のほうで記載させていただきましたが、少しでも早く改修できるように進めていきたいというふうに考えてございます。

**○酒井委員**

学校司書について最後に伺います。

以前、教育長に、今後、学校司書は増やしたいというお考えか、もう十分かとお聞きしたところ、増やしたいという御答弁だったことを記憶しております。2017年度の司書教諭配置状況では、学校司書は4校だったのが、2020年度は兼務配置も含めて10校になっております。2017年に学校図書館蔵書冊数について伺いましたときには、2016年3月現在で、基準冊数に対して達成率が50%に満たない学校が幾つかありました。学校司書が増えたことでデータベース化、蔵書整理が進められていると報告されましたけれども、学校図書館蔵書冊数は全体で増えているという感覚か、最後にお伺いして質問を終わります。

**○（教育）学校教育支援室吉田主幹**

市内小・中学校の図書の蔵書数でございますけれども、情報の古い本が当時もございまして、そういった情報の古い本なども廃棄しながら新しい本を増やしてき続けているというところでございます。

今後も、子供たちのための本を増やしていければというふうに考えておりまして、少しずつ伸ばしていければというふうにも考えております。

**○委員長**

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時40分

再開 午後3時04分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

**○松田委員**

**◎衆議院議員選挙の総括について**

私は、ちょうど1年前の総務常任委員会で、昨年7月に行われた東京都知事選挙の際、投票所に長い行列ができたという事例を挙げ、選挙における新型コロナウイルス感染症対策が必要ではないかという観点から種々質問させていただきましたが、その対策を講じたであろう衆議院議員選挙も終わりましたので、その検証を含め質問させていただきます。

通常、47の投票所を運営するのは、市職員だけでは人数が足りませんので、投票事務、開票事務、そして期日前投票など、多数の従事者を募集しています。しかし、今回は、新型コロナウイルス感染症対策ということもあり、入場整理や各種消毒作業など様々な感染対策を行うことを想定しているため、今までの選挙と比べて業務量が増え

ることを認識し、各投票所の従事者の増を含めて一定の配慮が必要との御答弁でしたが、今回の選挙では今までと比べてどのくらい従事者を増やしたのか示していただきたいと思います。

**○選挙管理委員会事務局長**

今回の投票所での従事者の数については、前回の衆議院議員選挙と比較してになりますけれども、投票所での総従事者は15名の増加ということになっております。

**○松田委員**

開票は、総合体育館ですが、3密対策も必要であることから、開票には今まで以上の時間がかかるのではないかと私の懸念に対し、配置を工夫して、アリーナを広く活用するか、人数を減らすかの選択になるが、人数を減らすとマンパワーが減ることになり、開票時間が延びるであろうことは予測されるが、時間の軽減については工夫をしていきたいという御答弁でしたが、どのような工夫をしたのかお示ししていただきたいと思います。

**○選挙管理委員会事務局長**

時間の軽減で工夫したことにつきましては、開票作業の最初に開披分類という作業があるのですが、流れとしては、この開披分類作業において、小選挙区、比例代表、国民審査の順に開披分類をしていくのですが、その見極めといいますか、ある程度のものが最初の作業が終わったときに、前回よりも早めに小選挙区から比例代表、そして比例代表から国民審査というふうにスムーズに行くように時間を短縮するような工夫を行っております。

**○松田委員**

聞くところによりますと、今回確定するまでかなり遅くまで時間を要したようですけれども、今までと比較してどのくらい時間を要したのかお示しくださるとともに、これは3密回避により時間がかかったのか、その他の要因によるものなのかも併せてお示ししていただきたいと思います。

**○選挙管理委員会事務局長**

開票作業での確定するまでの時間につきましては、前回の衆議院議員選挙と比較すると1時間30分長くといえますか、遅くなっております。その要因といたしましては、比例代表での案分票の数がとても多かったということが挙げられると考えております。

**○松田委員**

また、3密回避の観点から、さらなる期日前投票の呼びかけや期日前投票所の増設も考えていかなければならないのではないかと私の質問に対し、その際、期日前投票の増設は選挙管理委員会の中で決定されるため、事務局としては断定的な答弁はできないものの、金銭面や人員確保など様々な要因が絡んでくるし、また、一度増設すると、その後も恒常的に設置する必要もあるので、事前の期日前投票の呼びかけや、混んでいる時間帯やすいている時間帯の周知により、時間や日にちを分散していただけるよう努めてまいりたいとの答弁でしたが、小樽市選挙管理委員会ではどのように期日前投票の啓発、分散投票の周知をされたのかお聞かせ願いたいと思います。

**○選挙管理委員会事務局長**

期日前投票につきましては、選挙の啓発チラシの配布や市のホームページへの掲載、それとFMおたるに職員が出まして、期日前投票についての周知を行っております。

次に、分散投票の周知ということでございますけれども、これについては、これまでの選挙において混んでいる時間帯、すいている時間帯を周知といいますか、ホームページなどで出すことを考えていたのですが、こちらについて、ホームページ上や配布物で混んでいる時間帯、すいている時間帯ということは記載等できなかったということでございます。

**○松田委員**

小樽における今回の期日前投票の投票全体に占める割合についてお聞かせ願いたいと思いますし、前回と比較し期日前投票が増えたのかどうか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

**○選挙管理委員会事務局長**

今回の期日前投票の投票全体に占める割合については26.15%でした。前回の衆議院議員選挙は25.5%でしたので、0.65%の増加ということになります。

**○松田委員**

小樽市では、市役所以外でも塩谷サービスセンターと銭函市民センターで期日前投票を行いました。それぞれの投票人数をお聞かせくださるとともに、やはり前回と比較しどうだったのか、これについてもお聞かせ願いたいと思います。

**○選挙管理委員会事務局長**

期日前投票の塩谷サービスセンターと銭函市民センターでの投票人数でございますけれども、まず塩谷サービスセンターは今回275人、前回の衆議院議員選挙から118人の増加。

銭函市民センターは今回676人で、前回の衆議院議員選挙より71人の増加となっております。

**○松田委員**

実は今、私がしている質問については、私のところに市民の方から匿名で届いた手紙の内容について質問させていただいています。その方いわく、期日前投票の呼びかけ、混んでいる時間帯やすいている時間帯の周知、時間や日にちを分散していただけるよう努めると回答していたけれども実際はどうだったかという、ホームページや広報おたる、折り込みチラシなど小樽市選挙管理委員会からの広報物を見ても、その呼びかけは全くなかったという指摘がされています。

その方は調べたそうですけれども、北海道内の10万人以上の都市を調べたところ、リアルタイム配信は別として、過去の選挙における混雑状況の表示と分散投票の呼びかけは、小樽市以外は全てホームページに掲載されていたとありました。このことについての認識をお聞かせ願いたいと思います。

**○選挙管理委員会事務局長**

期日前投票につきましては、先ほど啓発チラシや市のホームページとFMおたるなどでの周知をしているということでありましたけれども、先ほどと重なるのですが、分散投票、すいている時間と混んでいる時間の表示は今回の選挙において、選挙管理委員会事務局として少し手が回らずできなかったということで、反省点でございます。

**○松田委員**

また、その方は、選挙当日に投票所へ赴くことはできたけれども、狭い会場であることから、分散投票をしようと思い、期日前投票に行きましたけれども、その場合、宣誓書に当日投票所へ行けない場合の理由に丸をつけなければならないので、係の人に尋ねたところ、何でもいいですと強い口調で言われ、勝手に1の仕事等に丸をつけられたといいます。分散投票が仕事等でよいのか気になり、そこで帰宅して他市のホームページを調べたところ、分散投票は6号の天災等に該当するようだというところだったのだけれども、小樽市では分散投票はどこに該当すると思われるのかお答え願いたいと思います。

**○選挙管理委員会事務局長**

単に分散投票ということでの分類はなかなか難しいかと思いますが、なぜ分散投票ということだと考えると、それは今回コロナ禍でございますので、新型コロナウイルス感染症対策としての分散投票であれば、今、委員の御質問の中にもありましたように、天災等というところに含まれるということで、これについては総務省からもそのような通知が来ているところでございます。

**○松田委員**

ちなみに、期日前投票の理由として、宣誓書には5項目が明示されていますが、小樽市選管では、これについては統計を取っているのでしょうか。取っているとしたら一番多い理由は何なのかお示ししていただきたいと思えます。

**○選挙管理委員会事務局長**

期日前投票における項目は、仕事等、レジャー・用事等、歩行困難、住所移転、天災等という五つの項目があるのですが、この中で選挙管理委員会事務局では今回の選挙で数を取っておりまして、一番多いのが仕事等でおおよそ50%、半分が仕事等という事由になっております。

**○松田委員**

また同じく、その方の前で投票した方が、最高裁判所の国民審査のことがよく分からないので係の人に尋ねたところ、何も書かないでそのまま投票箱に入れてくださいと指示していたのを聞いて愕然としたといいます。そのような対応は、たまたま忙しかったため、そうなったのかもしれないけれども、期日前投票所の運営体制、職員の教育が不十分だったように思えるとありました。

小樽市選挙管理委員会として、従事者に対する事前の教育はどのようになされているのかお聞かせ願いたいと思います。

**○選挙管理委員会事務局長**

期日前投票の従事者に関しましては、担当者から、マニュアルを配布して、その業務内容について説明をしているということでもあります。

また、一般の投票所の従事者においては、投票管理者、事務長、総務係に対する説明会及び当日だけ市の職員ではなくアルバイトで加わる従事者に対する事前説明会を行って、マニュアルを配布して説明をしているところであります。

**○松田委員**

結局、そのマニュアルをきちんとされていなかったのではないかと私も思うのです。

また、その方いわく、道内の10万人以上の都市全部がホームページに、新型コロナウイルス感染者のための特例制度や小選挙区の立候補者の情報、選挙公報の文書データなどが掲載されていたけれども、小樽市ではどちらも掲載されていなかった。期日前投票のみならず、正しい選挙の周知ができていたとは言えないのではないかと疑問を投げかけていましたが、このことについての御見解をお聞かせください。

**○選挙管理委員会事務局長**

今御指摘のありました新型コロナウイルス感染者への特例制度については、選挙管理委員会事務局の職員を保健所の職員に併任するなどして、その対応を進めておりました。幸いにも対象者が発生しないということになっております。

また、次の選挙の広報についても、選挙の啓発チラシとともに、市内で新聞折り込みのほか、広報おたるを郵送している世帯への選挙公報及び啓発チラシの送付などをしたところでございます。

ただし、委員御指摘のとおり、ホームページへの掲載ということにおいては、どちらも掲載といいますか、制度についてのリンクが貼られていないということでもございましたので、今回の選挙でホームページでの周知ができていなかった部分がありますので、次回からそのようなことのないように、ホームページでの情報提供の充実に努めてまいりたいと思っております。

**○松田委員**

本来なら、私にきた手紙ですので、私がおの方の疑問に一つ一つ答えるべきものであり、匿名で来たものについては本来は答える義務はありませんが、私も昨年行った質問に対する答弁の検証をしたいと思っていましたので、今回質問をさせていただきました。来年は参議院議員選挙も行われ、市長選挙も行われますことから、今回の選挙で反省すべきところは反省するように議会の場で正していただきたいという手紙で結ばれておりましたので、質問させていただきました。今回の反省すべきところをしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。



## ◎合同授業について

次に、合同授業について質問させていただきます。

北陵中学校では、合同授業として、10月29日に、新入生体験入学を兼ねて手宮中央小学校、高島小学校の6年生と合同授業が行われ、また、12月13日には、校区内小学校の手宮中央小学校、高島小学校の5年生を対象に合同授業を行ったということをお聞きしております。

通う学校が違う中学生同士が合同で授業を行うのは何となく理解できますが、なぜ小学生と中学生が合同で授業を行うのか理解しづらいのですけれども、この合同授業の目的についてお聞かせ願いたいと思います。

### ○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

合同授業の目的についてですが、まず北陵中学校区においては、中学生と小学生が一緒ではなく、手宮中央小学校と高島小学校の小学生同士で行われております。

合同授業につきましては、小学生が中学校教員による専門的な授業を受けるとともに、同じ中学校に入学する二つの小学校の子供たちが切磋琢磨できる学習環境を整備し、中学校入学前に一緒に学ぶ機会を通して中学校への円滑な進学につなげることを目的として実施しているところでございます。

### ○松田委員

また、同じ校区内の複数の小学校の児童が、いずれ入学する中学校で事前に一緒に学ぶことは、中1ギャップの改善に大きく影響すると、その効果がうたわれておりましたけれども、中1ギャップとは何なのか説明するとともに、合同授業の効果についてももう少し詳しくお示ししていただきたいと思います。

### ○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

中1ギャップにつきましては、中1ギャップの明確な定義はございませんが、文部科学省の資料によりますと、児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校等の問題行動につながっていく事態がいわゆる中1ギャップと言われております。

合同授業の効果につきましては、入学前に他の小学校の友達と仲よくなったり、中学校の授業を事前に体験することにより中学校生活に見通しを持つことができ、中1ギャップの未然防止につながっているところでございます。

### ○松田委員

北陵中学校は北海道教育委員会から学園制加配活用事業の指定を受け、様々な取組を行っているということですが、この事業の目的を示すとともに、この指定については、学校からの応募によるものなのか、小樽市教育委員会からの推薦によるものなのか、それとも道教委からの指名によるものなのか、北陵中学校がこの指定を受けた理由についてお示ししていただきたいと思います。

### ○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

学園制加配活用事業の目的と北陵中学校が指定を受けた理由につきましては、学園制加配活用事業は、小学校高学年における教科担任制を導入するとともに、子供が切磋琢磨できる学習環境の整備や義務教育9年間を見通した教育課程を編成、実施することで、学力向上や中1ギャップの解消を図ることを目的としているところでございます。

北陵中学校が指定を受けた理由といたしましては、国から示された加配の要件として、2校以上の小学校と1校以上の中学校を含めることが要件になっていることや、指定を受ける前年度の令和元年度から、本市の小中一貫教育推進地区として取組が進められていたことから、各学校と協議の上、市教委が応募したものでございます。

なお、本事業は全国で45地区が指定されており、北陵中学校区は全道で唯一の指定となっているところでございます。

### ○松田委員

それで、この指定期間は1年なのか、2年なのか。聞けば1月にも合同授業を計画しているということですので、

合同授業の回数についてお示ししていただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

本事業の指定期間につきましては3年間になっており、合同授業の回数は年間5回となっております。

○松田委員

なお、北陵中学校以外でも、小樽市でほかに学園制加配活用事業の指定を受けている学校はないのか。また、過去に同様の指定を受けた学校はないのか、指定状況についてもお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

過去に同様の指定を受けている学校はございません。

○松田委員

なお、この合同授業を行うことについて一番大事なのは、合同授業を受けている児童・生徒の反応だと思います。この授業終了後、学校としては児童・生徒に対しアンケートや聞き取りなど合同授業の効果や課題などの調査を行っているかどうか。

また、受け入れている中学校の生徒の反応、そして参加している小学生の反応について、それぞれお示ししていただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

合同授業後の調査につきましては、授業終了後にアンケートにより実施しているところでございます。

また、小・中学生の反応につきましては、受け入れている中学生からは、小学生に学習方法や部活動についての説明をしたり、当日お世話をしたりすることにより、先輩としての自覚が高まったとの感想や、参加した小学生からは、全ての教科で授業の進度や文字を書くスピードが小学校より速いことを実感したことで、今から練習や準備をしたいなどの中学校入学に向けた意欲が高まったという感想が多く聞かれているところでございます。

○松田委員

皆さん大変喜んでいらっしゃるということですね。

今年は、コロナ禍にあって予定していた合同授業を中止せざるを得なかったこともあったとお聞きしています。とにかく今後この授業がスムーズに実施されることを願って、この質問については終わらせていただきます。

◎FMおたるの難聴解消事業の進捗について

次に、FMおたるの難聴解消事業の進捗について、先ほど報告がありましたので、それに関連して質問させていただきます。

これにより約5,800世帯の難聴地域の解消が図られたわけですが、私も難聴地域であった幸に住んでおりますので、大変喜ばしく思っています。あのいまわしい北海道胆振東部地震では、前代未聞のブラックアウトに見舞われ、情報が入ってこず、本当に私たち、皆さんもそうですけれども、苦勞したと思います。私はたまたま手回し充電式のラジオを持っていたので、情報収集にラジオが大変役立ちました。ただし、あのときは全道での被災であったために、ラジオでいろいろな情報が入ってきても、それは北海道全体的なものであり、小樽市内がどうなっているのか分かりませんでした。

FMおたるは、小樽市地域限定の情報が入ってきたということで、本当に助かったことを今でも思い出します。これで小樽市全体としての難聴地域は全部解消されたのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

今回の中継局設置後、市内に残っている難聴地域の見込みについてでございますが、まずこの目安は、市販の一般的なラジオを使って良好に受信できないと見込まれる地域になるのですけれども、まず札幌市寄りの東南部区では、星野町と見晴町のほぼ全域と朝里川温泉の一部、あと、今回改善されました銭函と張碓町、春香町の中にも、一部地域では山坂や崖など地形の影響で受信しづらい世帯があると見込んでいます。また、余市町寄りの西北部地

区につきましては、蘭島、忍路、桃内と祝津の一部。また、今回改善されました塩谷の中にも、同様に山坂など地形の影響で難聴地域が残っていると見込んでおります。

これらの世帯数なのですが、正確に算出するという事は少し困難ですけれども、おおよそ3,600世帯ではないかというふうに考えております。

ただ、高感度で高性能であるラジカセやカーラジオといったものを使用いただければ、今言った難聴地域の中にあっても受信できる場合がありますので、何をしても全く受信できない地域、世帯というのは、先ほどの地域の3,600世帯よりも減るといふには考えているところであります。

**○松田委員**

FMおたるは地域密着のラジオ局ですので、災害時のみならず平時においても市民にとっての有益な情報が入ってきますので、あと残り3,000数世帯がまだ難聴だということですので、できれば全部の地域が難聴解消できればいいのかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

**◎防災訓練などについて**

次の質問に移らせていただきます。

災害対策本部では、市民の皆さんからの要請により、都合に合わせて市民向けの防災訓練や防災講座などをしていますが、ホームページではその内容が掲載されています。日頃から経験していないということは、いざというときにはできませんので、それゆえに日頃からの訓練が大事になってきます。

そこでお伺いいたしますけれども、今年度は団体向けの防災訓練や防災講座をどのくらい行ってきたのか、その実績についてお聞かせ願いたいと思います。

**○（総務）災害対策室瀬川主幹**

今年度のこれまでの実績につきましては、防災訓練が1回、防災講話が5回で、今月も防災講話を2回これから予定をしているところでございます。

**○松田委員**

またホームページを見ますと、西陵中学校では昨年に引き続きとあるように、定期的に行っているところもあるようですけれども、定期的にこのような防災訓練や講話等を開催されている団体はどのくらいあるのか、その点についてはいかがでしょうか。

**○（総務）災害対策室瀬川主幹**

近年におきましては、3団体の方から毎年開催の要望を受けている状況でございます。

**○松田委員**

3団体ということですが、このように何回も訓練はやっていったほうがいいのではないかと考えております。

なお、朝里中学校では、生徒のみならず保護者や地域住民の皆さんの防災意識を高めることを目的として開催しているところもあるようですけれども、参加者の皆さんからはどのような反応がありますか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

**○（総務）災害対策室瀬川主幹**

朝里中学校で行いました朝里コミュニティ・スクールの中で防災講話等をやらせていただきまして、参加者の皆様からは、避難所の状況や避難所の備品について理解できた、また、地域住民としまして避難所の在り方を考えていかなければならないなどの御意見をいただいているところでございます。

**○松田委員**

防災訓練は、お話を聞くだけのものと、実際に避難所開設を行うなど体験型とがあると思いますけれども、やはり大事なものは、体験型のほうがより効果的だと思います。ただ、今年はコロナ禍ということもあり、市役所と対象

者が集まっているところをZoomで結びリモート講話を行った団体もあるようですけれども、そこについては、体験するために再度開催して体験型をやったらいいのではないかと考えているかお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

防災訓練や防災講話につきましては、基本、開催要望のあった団体等の意向を受けて行っております。このようなことから、開催団体の都合などもお聞きしながら、その要望に合わせた開催を行っていききたいというふうに思っております。

○松田委員

当初、昨年度予定されておりました冬期避難訓練ですけれども、コロナ禍により延期されてしまいました。今年はやるといふふうにお聞きしておりますが、新型コロナウイルス感染者は減少しているものの全くゼロではなく、また、変異株も発見されるなどしています。今後、この訓練についてはどのように考えているのか、現時点での考えをお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

冬期における避難訓練につきましては、今後の感染状況をいろいろと考慮しながら、参加者を制限するなど基本的な感染症対策を行いまして開催したいというふうに考えているところでございます。

○松田委員

ともあれ、先ほど言いましたとおり、経験していないことはいざというときにはできません。また、備えあれば憂いなしで、今後とも防災講座、また訓練について、いろいろな方からの御希望に添いながら開催していただければと思います。

いつも私は防災のことについて質問させていただくのは、実は私の友人が北海道胆振東部地震でも被害に遭いましたし、東日本大震災のときも被災して、苦勞して、なかなか連絡が取れなくて、本当に私もどうするのだろうと心配した自分の経験もあることから、毎回質問させていただいておりますけれども、今後ともしっかり御努力よろしく願って、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

---

○佐々木委員

◎ウェブハザードマップについて

1点目は防災関係で、高橋龍議員の一般質問の中で防災DXの話がありましたけれども、その一環ということになると思うのですが、ウェブハザードマップについて質問をさせていただきます。

まず、釧路市Webハザードマップについての情報はありますか。あるようでしたら、どのようなものなのか御説明をしていただきたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

釧路市Webハザードマップにつきましては、津波、洪水、土砂災害に関する情報を電子地図上での一つの画面で円滑に表示できるほか、住所検索、地図の拡大・縮小、航空写真への切替えが可能で、印刷機能もございまして、エリアごとに拡大印刷することもできまして、災害時には開設中の避難所情報や災害発生に伴います道路の通行止め

の情報などもリアルタイムで確認できるものとなっております。

○佐々木委員

小樽市にも各ハザードマップはありますけれども、それとの違いはどういうことなのでしょう。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

違いにつきましては、本市のハザードマップは、災害別に警戒区域等の範囲を地図化しまして、紙媒体で配布することを前提に作成しておりますが、釧路市Webハザードマップにつきましては、使用する人が必要な情報をパソコンやスマートフォンを用いて電子地図上で素早く閲覧することができます。また、1枚の用紙にも各警戒区域等の災害情報を集約しまして印刷することも可能なものということが大きな違いというふうに感じております。

○佐々木委員

こうしたシステムの導入の意義、メリットがあると思うのですが、それらについてはどのように考えていらっしゃいますか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

パソコンやスマートフォンを使用できる人に限定はされますけれども、一つの情報ツールで災害別の警戒区域等を把握することができる、使用する側としてのメリットというふうに感じます。

また、市としましては、各種災害の警戒区域等の変更や新規の情報があった場合、速やかに修正を行い、市民に周知することができるものというふうに考えております。

○佐々木委員

私もたまたま見つけまして、このハザードマップを開いてみたのですが、まず最初に、中に書かれている情報、見ることでできる情報が日本語か英語かということで選べるようになっているのです。ですから、今おっしゃっていただいたような情報が、英語バージョンで表示したときには、例えば海外からの観光客の皆さんさえ、もし小樽市で万が一災害に遭ったときには、これを見て、どこが一番近い避難所なのか、その避難所は開設されているのかどうか、地図上でどこをどう行けばいいのか、大規模な病院についても載ります。そういったことが全て分かるようになるというのは、非常に、観光客の皆さんに来ていただく、新型コロナウイルス感染症の収束後のアピールポイントにもなるという部分もありますので、何とかこういうものが導入できたらなと思って質問させていただきました。

ところで、釧路市でこのようなシステムの導入のきっかけや理由について、分かっていたらお聞かせください。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

釧路市の状況も含めて道内の他市の状況を少し確認させてもらったところによりますと、このウェブハザードマップの導入の理由につきましては、北海道が指定、公表する洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの新設、更新が近年増加していること。さらに、宅地取引業法に定められております重要事項説明の中で、各種災害警戒区域等に該当しているか否かの説明が義務づけられておりますことから、不動産関係者からの問合せが多くなってきていることを含めまして、住民の利便性や速やかな周知を図るために導入しているというふうに伺っております。

○佐々木委員

現実的なそういう要望もあるということなのだと思うのですが、今、ほかの自治体でもというお話がありました。私も見ましたら、釧路市とほとんど似たようなシステムの導入例が全国でもあることが分かりました。全国でこういうのが広く使われている理由はあるのでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

導入の結果や契約内容は詳しくは聞いておりませんが、私が見る限りと釧路市に聞いたところによりますと、同じ企業のシステムを導入して、同じようなホームページ上の掲載になっているものと伺っております。

○佐々木委員

企業のシステムということであれば、それなりに導入するための技術も要れば、ランニングコストもかかるだろうと思うのですけれども、本市でもし導入を目指した場合、国など、その他のところから何らかの技術的な支援や助成措置等はあるのではないかと思いますので、その点についてはお調べいただけましたでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

国からの技術的な支援につきましては、電子地図を利用するという部分においては、国土交通省で公表しております「重ねるハザードマップ」、こういったものが利用できる。さらに、本市のホームページにもその情報をリンクづけることができるものというふうに考えております。

また、助成措置等につきましては、他市に確認しましたところ、北海道地域づくり総合交付金や、公益財団法人北海道市町村振興協会の助成を活用しているというふうに伺っております。しかしながら、その他の助成や交付金につきましては、このウェブハザードマップのシステムの仕様、機能などによって、該当する交付金等の可否、こういったものが出てくるということも聞いておりますので、どのような仕様でどのような交付金等が使えるかを今後調査していきたいと思っております。

○佐々木委員

それなりのハードルはあると思うのですけれども、万が一の際の市民、それから観光客の命を守るキーになるツールになるのではないかとというぐらい、私は使ってみてそう思いました。導入についての検討を、今の点や何かも踏まえまして早急をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

委員がおっしゃるとおり、ウェブハザードマップにつきましては、有効なシステムということは認識しておりますので、導入や使用については検討してまいります。

まずは、先ほど技術的な部分での国土交通省の部分ですけれども、本市のホームページに「重ねるハザードマップ」をリンクづけて、電子地図上で本市の災害区域等が分かるような掲載ができないか、こういったものから実施していければというふうに考えているところでございます。

○佐々木委員

ぜひ少しずつ前進していただきたいと思っております。

また、検討する際にもう一つ考えていただきたいかったのは、北後志や札幌圏との情報連携が可能なシステム構築ができれば、余市、札幌圏、その他との関係でさらに防災のシステムは強固なものになると思っておりますので、その辺の連携についてもお考えいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

大規模な災害では、隣接する地域との連携・協力は必要なことと認識しておりますが、ウェブハザードマップを導入する場合には、このシステムを外部のレンタルサーバーに置くことや、ウェブハザードマップのように各自治体が求めるものが若干違うということもいろいろと聞いた中ではございますので、どのような情報共有、こういったものの仕組みができるのかを含めて検討していきたいと考えております。

○佐々木委員

市民の命に関わることでございますので、検討をよろしく願いをして、次の質問に移らせていただきます。

◎歴史文化関係について

次の質問は、歴史文化関係につきまして、報告事項にもありました、まず重要文化財の関係でお聞かせ願います。

1点目は、旧日本郵船株式会社小樽支店についてです。

重要文化財の日本郵船保存修理工事の終了時期が、設計時の想定より傷みが激しく、耐震工事着工が遅れたために12か月延長し、2024年度までとなっているようです。総事業費も8億6,346万8,000円から10億5,000万円に変更に

なっています。

そこで、工期の延長、遅れについて、その原因と、それに伴う工事の内容について、市教委で分かる範囲で少し説明をお願いいたします。

#### ○（教育）生涯学習課長

今回の変更の原因については大きく五つ挙げられております。一つ目が、屋根裏にある外壁の石材の上部と木のはり材を補強金物で接続する工事をするのですが、断熱材を取り除いて調査をした結果、補強金物の種類が想定よりも大幅に増えたこと。

二つ目が、足場を組んで外壁の調査をした結果、想定よりも劣化している箇所が多く、外壁石材の補修の範囲が拡大したこと。

三つ目が、屋根のふき替え工事に当たって軒先を確認したところ、屋根の下地の木材の破損ですとか腐食が見つかったこと。

四つ目が、シャッターの修理をする際に土台からシャッターを外したところ、土台の木材が傷んでいたこと。

五つ目が、軒先にある屋根材の板金が1層という想定でいたところ、解体の際に別に4層の屋根材が隠れていたことが判明したことでございます。

それらのほかにも、新型コロナウイルス感染症の影響による耐震補強工事の着手の遅れですとか、基礎のコンクリート部分の状態が想定よりも悪くて耐震補強工事に時間を要したことなどから、工事が後ろにずれて、屋根の工事が雪が積もる期間にかかることになって、足場の存置期間の延長も必要になったということで、工期を12か月延長せざるを得なくなったというものでございます。

#### ○佐々木委員

今説明があった中に、例えば防火シャッターが全部の窓についていて、手動で動かすことができる。あれは全て防火用だと、以前、駒木氏に中を案内していただいたときに御説明を受けておりました。あの時代のそういう設備というのも非常に貴重なものだと思いますので、そういうものをきちんと直さないとならないというのは分かりません。

それで、その分の費用増による市の負担はあるのでしょうか。

#### ○（教育）生涯学習課長

最初に佐々木委員からお話があったとおり、今回、約1億8,600万円の増を見込んでおりますけれども、65%の約1億2,000万円は文化庁の国庫補助金が見込まれますので、残り35%分、約6,500万円が市の負担増となりまして、主に過疎対策事業債で賄う予定となっております。

#### ○佐々木委員

しっかりお願いしたいと思います。

以前に、私は、この工事が長引いたときに、来た観光客が内部を見られなくてがっかりするだろうということで、何か対応できることはないかと伺ったら、VRやその他も使ってという話もいただいております。

今度は1年延びます。それについて、観光客、市民への対応は考えていらっしゃいますか。

#### ○（教育）生涯学習課長

まず、足場が外れて安全面の問題がもしクリアできるようであれば、工事の進捗状況を見ながら、外構の工事が完了する前であっても一般公開することができないか、施工業者と協議していきたいというふうに考えております。

また、今後は、一般市民に工事現場を見ていただく現地説明会のような機会、そういうのを設けたいというふうに考えておまして、それについても時期や回数を施工業者と協議する予定でございます。そのほか、工事の状況を動画で記録しておりますので、それをホームページで公開することも考えております。

○佐々木委員

工事のときしか見られないこともあると思いますので、ぜひそういう機会を設けていただければと思います。  
続きまして、旧三井銀行小樽支店の重要文化財指定について話を伺います。

公益財団法人似鳥文化財団所有の旧三井銀行小樽支店が、旧日本郵船株式会社小樽支店と旧手宮鉄道施設に続いて市内3件目となる重要文化財指定をされることになりました。迫市長は、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち」の構成文化財で、歴史文化を物語る歴史を生かしたまちづくりの励みになると述べておられたそうです。

そこで、改めて、そういうことも含めまして、旧三井銀行小樽支店の歴史的、文化財的な価値についてと、今回の認定の意義について、市の見解をいただきたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

旧三井銀行小樽支店の歴史的、文化財的な価値については、関東大震災を踏まえて設計された鉄骨鉄筋コンクリート造の地方における最も早い時期の例で、防火・防犯の対策、あとは暖房などの設備機器も充実していること、また、イタリアルネサンス様式の外観、300点を超える多くの設計図などが残されている点が評価されたというふうに考えております。

今回の指定の意義としましては、市内では3件目の重要文化財になるのですけれども、色内銀行街を代表する建造物が重要文化財の価値を認めていただいたということになりますので、歴史を生かしたまちづくりの実現に向けて励みになるものというふうに考えてございます。

○佐々木委員

小樽芸術村を中核とした小樽運河地区の文化観光推進拠点計画の認定がありました。この認定を目指す取組の中で、似鳥文化財団側から、旧三井銀行小樽支店の国の重要文化財指定を目指す情報は、私が質問をしたときに、そういうような情報は出ていますかと観光振興室にお話を伺ったのですけれども、そのときは特に示されていなかったということでした。

その後、今回の情報等は、市教委に対して事前にお話等はあったのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

国の文化審議会にかけられる直前ですけれども、文化庁から市に意見具申が求められました。それで市教委からは、10月ですけれども、旧三井銀行小樽支店は小樽が北海道の金融、経済の中心地として発展していた当時を象徴する銀行建築であり、一層の保護、保存に努めるべき建造物として捉えておりますというような意見書を提出しております。

○佐々木委員

それでは、重要文化財指定による今後の展開について、似鳥文化財団とのやり取りはあるのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

現在は市の指定文化財ですので、似鳥文化財団とは連絡を取り合っておりますけれども、具体的なことはまだ決まっていないということでございます。この後も、市指定文化財のときと同じように、適切な保全、活用をしてもらえるように、引き続き所有者とは連携を図っていきたいというふうに考えております。

また、文化観光推進拠点計画で実施する事業についても、現時点では特に動きはないというふうには聞いてはいるのですけれども、正式に重要文化財に指定された後も観光振興室とは情報を共有していきたいと考えております。

○佐々木委員

今お話を伺ったように、今のところ具体性はないようですけれども、この後ということですが、この指定で本市にとってどのような影響、波及効果があると考えられるのかとお聞きしたいのですが、特に市が進めている歴史まちづくり法、それから伝統的建造物群保存地区制度、それらによる国の支援制度の活用の取組との関わりについて特に伺っておきたいのですが、どうでしょうか。



○（教育）生涯学習課長

現在、建設部新幹線・まちづくり推進室で準備をしているところですが、今後は、歴史まちづくり法の歴史的風致維持向上計画を策定して、国の支援制度を活用していくことを予定しております。その計画の中で設定する重点区域の中には重要文化財があることが条件になっておりますので、具体的な協議はこれからですが、重点区域を決めるときに、重要文化財の旧日本郵船株式会社小樽支店ですとか旧手宮鉄道施設のある手宮地区、それと今回の旧三井銀行小樽支店がある色内地区のいずれかでもよいですとか、その両方を含む地域にしようですとか、選択肢が広がるような効果は考えられるのかというふうに思っております。

また、伝統的建造物群保存地区制度は、地域全体の町並みを文化財として保存する制度でございますので、個別に高い評価の建物が1棟あったとしても、現時点ですぐに前に進むような特別な影響は出てこないものと考えております。

○佐々木委員

歴史まちづくり法等については本当に関わりがあるようなので、これから楽しみにしております。

残る日本銀行旧小樽支店の指定についても引き続き頑張ってください、指定を目指していただければと思います。よろしくお願いたします。

続いて、重要文化財からは離れますけれども、先ほど北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の報告がございました。その中にもありましたが、北海製罐第3倉庫の引渡しのセレモニーが年内実施ということでしたけれども、その中で、寄附していただいた方への表彰等も行うとお聞きしました。

そこでまず、北海製罐第3倉庫の所有権移転手続その他の引渡し事務等はどの程度、どういうふうに進んでいるのでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

北海製罐第3倉庫の所有権移転の手続についてでございますけれども、所有者より年内に移転を終えたいという意向がありまして、法務局に提出する登記移転のための書類の調製を所有者である北海製罐株式会社と進めているところでございます。

引渡しにつきましては、所有権移転後小樽市が保全を行うこととなりますので、差し当たり管理事項について所有者よりレクチャーを受けながら確認を進めているところでございます。

○佐々木委員

続いて、セレモニー開催の概要について、どんな内容なのかお聞かせください。

○（総務）企画政策室布主幹

セレモニーにつきましては、第3倉庫の土地・建物及びその保全のための寄附金の贈呈式を行うほか、その寄附が小樽市表彰規則による篤志者表彰に該当しますので、その表彰を行う予定でございます。

○佐々木委員

場所は、第3倉庫でやるとかということは考えられるのですか。

○（総務）企画政策室布主幹

場所につきましては、冬期間でもございますので、小樽市の市役所の庁内を考えてございます。

○佐々木委員

ここまでの検討は、民間組織の方をお願いをしてここまで進んでまいりました。今後の活用検討については、これが市の所有ということになるわけで、当然、市が主体となって進むことになると思うのですが、現在の進捗状況はどうなっているのか。また、それを検討する組織等はどうなるのかという点について、決まっている部分があればお聞かせください。

○（総務）企画政策室布主幹

市として、今後、庁内会議をまず設けたいと考えております。具体にはまだ決定はしていませんが、その会議では、活用方法の調査や検討、開発者に関することなど、保全活用に向けた検討を行うことを考えております。

検討に当たりますとは、これまで第3倉庫について御検討いただいてきた第3倉庫活用ミーティングの最終報告書に、スタート期間において活用に向けた組織運営について、活用ミーティングを中心に検討されるとありますので、今後立ち上がるであろう組織と小樽市と、どういう役割分担で検討していくのか、調整も必要であると考えております。

○佐々木委員

市が主体でやりつつ、市民の皆さんに広く意見を求めながら進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

◎小中学校のワイヤレスマイク設備について

それでは、この件は終わりました、最後の小・中学校のワイヤレスマイク設備についてお話を伺います。

令和4年12月から、電波法関連法令無線設備規則の改正というのがある、小・中学校で使用されている旧規格のワイヤレスマイク設備が使えなくなるという情報を得ました。これについては、市教委は情報を把握されているでしょうか。

○（教育）施設管理課長

無線設備規則の改正によりまして、電波を発射するマイク、送信機、インカムの子機といった特定小電力無線機器についてでございますが、平成17年の改正以降、旧技術基準で製造された機器の使用期間につきましては、令和4年11月30日までというふうに認識してございます。

○佐々木委員

これは何も小・中学校に限ったことではなくて、全国でそういう機器の使用が禁止される。11月30日を過ぎると、これを使っていると罰金、罰則があるというようなことで、非常に焦りの声を聞いていたのですが、ところが、コロナ禍の影響で、この使用期限が当面延長になったという情報がその後、入ってきまして、まずは一安心したのです。総務省北海道総合通信局というところが管轄だそうですが、私はここに直接電話をかけて聞いてみました。これは延びたからいいのですかと聞いたら、いずれにせよ旧規格のものは必要ではない電波を出して他に干渉していることは確かなので、更新すべきですよというふうに話をさせていただきました。だから、どこかの時点では使用できなくなる、使用を続ければ罰せられる、そういうような事態にはきつとなるのだらうと思います。

まず学校に限りますけれども、そうした旧規格の機器は現在、どの程度小・中学校にあるかというところは把握をされているでしょうか。

○（教育）施設管理課長

今、委員おっしゃいましたとおり、新型コロナウイルス感染症によります社会経済への影響等によりまして、無線設備の製造や移行作業に遅れが生じていることを考慮しまして、令和3年8月に無線設備規則の一部を改正する省令の一部が改正されまして、使用期限を当分の間延長することとなるというふうに認識してございます。

当分の間延長することにはなりましたけれども、今年の9月に、市内の小・中学校に対しまして、品番等の調査への入力を依頼するための保有実態調査を実施してございます。

○佐々木委員

使っているワイヤレスマイクがどの程度なのかは、後ほど、どこかで聞かせていただきたいと思います。今使っているマイクも多分、旧規格だと思うのです。なので、市役所もきっとそういうのも全部取り替えなくてはならないということにはなるのかとと思っているのです。

私がここで一番言いたかったのは、旧規格化した機器の更新が、今言ったように一定期間内で必要になります。

これは全市的にそれがどの程度あるかというのは把握されたようですから、全市的に計画を進めるために、学校の配当予算任せではなくて、学校それぞれに任せるのではなくて、このための予算を別途確保して、計画的にこれについての更新を進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）施設管理課長

現在、各学校から回答をいただいた機器が旧基準で更新が必要かどうかの確認作業を行ってございます。更新する必要がある送受信機の台数が固まった時点で、修繕事業といたしまして、使用期限に間に合うように財政課と協議していきたいというふうに考えてございます。

○佐々木委員

別途確保という方向でお願いしたいと思います。私も少しお聞きしたり調べさせてもらおうと、マイク2本とレシーバーとセットで大体ワンセット10万円ぐらいするのだそうです。学校では2セットぐらい使っていますから、それだけでもう20万円ということですので、それについて、ぜひ御配慮、御努力をよろしくお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

中村岩雄委員に移します。

---

○中村（岩雄）委員

◎総合博物館の事業について

それでは、小樽市総合博物館の事業について、何点か質問していきたいと思います。

まず、6月の第2回定例会総務常任委員会でも質問いたしましたが、小樽市総合博物館では、文化庁からの補助を受けた鉄道歴史体感プログラムによって、蒸気機関車アイアンホース号の客車を整備していくということ、6月の質問のときにもその話をされたと思うのですが、あのときには、たしか博物館の事業で、日本遺産の炭鉄港のガイダンス展示の内容ですとか、総合博物館の本館の企画展だとか運河館のトピック展、こういうことも御説明いただいたのですけれども、予定として鉄道歴史体感プログラム事業についても触れられておりました。

そこでお聞きしていきますが、まず鉄道歴史体感プログラムによってのアイアンホース号の客車整備の事業の概要について改めて説明をしていただきたいのですが。

○（教育）総合博物館主幹

委員お尋ねのアイアンホース号の客車を整備する事業は、文化庁のLiving History（生きた歴史体感プログラム）促進事業による補助金を活用して実施しております。アイアンホース号の既存の客車3両を明治期の雰囲気を感じられる一等客車、三等客車、石炭貨車に整備するものです。整備した客車を牽引したアイアンホース号の運行により、国指定重要文化財旧手宮鉄道施設を活用し、入館者の方々へ北海道における明治期の鉄道歴史を体感できるプログラムを提供してまいります。

○中村（岩雄）委員

6月の第2回定例会でそれまでの状況について答弁いただいたのですが、それ以降、この事業の進捗状況はどのようになっていますでしょうか、お知らせください。

○（教育）総合博物館主幹

6月以降の状況ですが、公募型プロポーザルによって整備業者を選定いたしました。まずは先行的に一等客車か

ら整備に取りかかりました。一等客車は、総合博物館本館で展示しています一等客車「い1号」、これは明治25年に小樽で製作されたものですが、これを模してデザインいたしました。業者と仕様について綿密に打合せをして、8月から製作作業に取りかかり、10月には完成しました。その一等客車の初お披露目として、10月30日には、迫市長や鈴木議長など来賓をお迎えし、セレモニーを開催し、併せて一等客車の内部公開も行いました。

○中村（岩雄）委員

少し確認ですけれども、貨客混合列車の中核となる一等客車、これは現在、常設展示されている一等客車「い1号」を模して整備したということなのですが、そうすると、同じような大きさのものをもう一回造り直したということと捉えていいのですか。

○（教育）総合博物館主幹

実際に展示しています「い1号」と今回整備しましたアイアンホース号の客車は大きさが大分違います。もともと線路幅もアイアンホース号のほうが狭いものですから、客車自体も大きさ的には大体半分程度になってしまいますので、全く同じような形ではないのですが、例えば一等客車ですと、腰屋根といって明かり取りの窓があったり、あるいはデッキということで、展望的な雰囲気のあるものとか、あと、内部もレリーフとして装飾があるのですが、そういうものをなるべく再現できるように考慮してデザインしております。

○中村（岩雄）委員

10月に一等客車を初お披露目したということなのですが、そのときの状況をもう少し詳しく説明していただけますか。

○（教育）総合博物館主幹

初お披露目のセレモニーでは、一等客車が重要文化財の機関車庫3号から出てきまして、その後、転車台で回しながら紹介いたしました。そのときの一等客車には、駅長の制服を着た迫市長に搭乗してもらうという演出もありました。そして、アイアンホース号と連結した後中央駅まで牽引され、その中央駅で来賓の方々によりテープカットを行いました。お披露目と内部公開は10月31日、11月3日にも実施して、たくさんの方に参加いただきました。

○中村（岩雄）委員

参加者の方々の反応はどうだったのですか。一般市民も当然それを見ていたわけですね。そういう反応ですとか、あるいは議長などもいられた。皆さんの感想だとかは、何か取られたものはあるのですか。

○（教育）総合博物館主幹

たくさんの方に参加いただきました。報道関係あるいは文化庁の方々からの視察などもありました。参加者の方からは、来年アイアンホース号で牽引されて運行されるのがとても楽しみだなどとお言葉をいただいております。それから、文化庁の担当者の方からも、魅力的な小樽観光と連携した事業展開が楽しみだというアドバイスをいただいております。

○中村（岩雄）委員

大変期待されているのかと思います。

それで、今年度における今後の予定です。これがどのようになっていきますか、その辺をお知らせください。

○（教育）総合博物館主幹

現在は、三等客車と石炭貨車のデザイン設計もほぼ完了いたしまして、製作作業を行っております。来年2月までには予定どおり完成する見込みであります。しかしながら、車両が完成しても、冬季で積雪により機関車庫から出すことができませんので、これらのお披露目については雪が解けた4月を予定しております。来年ゴールデンウィークからアイアンホース号が牽引する運行ができるように、もろもろの準備を進めているところです。

○中村（岩雄）委員

三等客車と石炭貨車も新しく、それとも既にあるものを整備したということなのですか。その辺をお聞かせくだ

さい。

○（教育）総合博物館主幹

先ほど御紹介しました一等客車も、今整備しております三等客車、石炭貨車も、もともとアイアンホース号の既存の客車の台車部分を使いまして、その上に新たに一等客車、三等客車、石炭貨車を模した様相で整備し直しておりますので、土台部分は既存のもの、上のは新規のものという形になっております。

○中村（岩雄）委員

来年の春から、4月にお披露目で、その後、動態展示。これは市民なども、私たちも行って、それに体験乗車みたいなことができるようになるということなのではないでしょうか。

○（教育）総合博物館主幹

委員のおっしゃるとおり、来年4月以降一般の方々、皆さん体験乗車いただくことができます。整備した一等客車、三等客車、石炭貨車は、明治期に幌内鉄道でも運用されていた貨客混合列車として、ゴールデンウィークから10月まで入館者の方々に観覧や乗車してもらったりして、明治期の鉄道を体験していただきます。

○中村（岩雄）委員

お披露目したときの評判も大変上々ですし、来年春以降も大変期待できるのではないかと思います。こういういいものというか、魅力的な動態展示などというのは、子供たちも一般市民も大変興味を持つだろうし、広く知れ渡るように、その辺のことも考えられていかれたらいいのではないかと。

どんな方法でお知らせしていくのかというようなことももし計画にありましたら、お聞かせください。

○（教育）総合博物館主幹

委員おっしゃるとおり、せっかく造ったものですので、効果的にPRをしていきまして、多くの方々に利用していただきたいと思っております。

また、通常運行とは別に、さらには「フラッグステーションで乗降しよう！」という特別企画も計画しております。幌内鉄道開通の頃、ホームのない仮駅では、乗客がいるときだけ旗を掲げて汽車が停車しますフラッグステーションというのがありました。その状況を再現するために、アイアンホース号を線路途上で停車させ、乗客に乗車してもらいイベントの実施などを検討しております。

ほかにも、より深く明治期の鉄道を体験していただくために、いろいろな仕組みを考えているところです。

○中村（岩雄）委員

今、旧国鉄手宮線のトロッコが実際に路線を動いていますでしょう。ああいうところでも動かすような予定はあるのですか。

○（教育）総合博物館主幹

残念ながら、旧国鉄手宮線の線路幅と現在のアイアンホース号の線路幅が違うものですから、アイアンホース号を旧国鉄手宮線で活用するということは実際には難しいというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

いずれにしても、いろいろ魅力的な企画を今後もひとつよろしくお願ひしたい。市民も大変喜ぶのではないかと思います。子供たちも期待するのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎塩谷小学校の耐震改修工事について

それでは、次に移ります。

塩谷小学校の耐震化工事について、何点かお尋ねしていきます。

塩谷小学校の耐震化工事のスケジュールを改めて確認したいのですけれども、今年度の工事に至るまでのスケジュールをお示しください。

○（教育）施設管理課長

令和3年度の耐震補強工事に向けて、元年度に耐震診断を実施しまして、2年度に実施設計、3年度に耐震補強工事を実施してございます。

○中村（岩雄）委員

この工事の契約期間はどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

○（教育）施設管理課長

令和3年6月9日から12月10日までとなっております、今月中に工事に係る検定が行われるものと聞いてございます。

○中村（岩雄）委員

12月10日ですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

工事期間中は、外からも私、見させていただきましたけれども、小学校に向かって正面から左側の工事でしたが、今の予定の中ではこの部分に小樽市公共施設再編計画の中で塩谷児童センターが入ることになっています、それが予定どおりいくのか、少し遅れるかもしれないとか、いろいろ耳に入ってきますけれども、いずれにしても、現在からこの後、こども未来部などとの連携が必要になってくると思うのです。

このことによる影響がこの後あるのかどうか、これはどのような判断をしているのか、確認させてください。

○（教育）施設管理課長

今御質問のございました耐震補強工事につきましては、文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用して実施してございます。その事業を活用した事業でありますので、今後、進めるであろう児童センターに関する改修事業につきましては、担当部が検討することとなると思いますので、今回の耐震化に対して影響はないものと考えてございます。

○中村（岩雄）委員

影響がないということで分かりました。

いずれにしても、この後、所管がこども未来部ですとか、建設部など、いろいろ連絡調整が必要になってくると思うのですけれども、その辺を踏まえて、ひとつしっかり取り組んでいただければと思います。

それをお願いして、一言いただいて終わりたいと思います。

○（教育）施設管理課長

既に今年度に入りましてから、こども未来部とも何度か打合せもしてございますので、これからも、こども未来部と教育部、教育委員会を含めてきちんと検討していきたいというふうに考えてございます。

○委員長

中村岩雄委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時31分

再開 午後4時54分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井委員

日本共産党を代表して討論を行います。

議案第18号です。

小樽市独自の非核港湾への取組が必要です。

陳情第8号です。

津波対策として整備している自治体があります。

陳情第11号第3項目の2です。

生涯学習プラサについて、利用者の要望を尊重することは当然です。

陳情第13号です。

小樽市が公立でフリースクールを設置することは不可能です。

以上を申し上げ、討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第18号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、陳情第8号及び陳情第13号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第15号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第11号第3項目の2について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。